

令和5年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。

令和5年度は「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」の計画2年目として、計画に基づく取組状況の明確化や、成果指標の進捗状況の評価と課題の抽出、課題等を踏まえた今後の取組方針について評価をした。

また、本県の総合計画は、国が求めるデジタル関連施策など「総合戦略」の内容を既に盛り込んでいたことから、総合戦略を総合計画へ統合し、総合計画を総合戦略に位置付けた。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 防災・減災対策の強化、魅力的な生活空間の創出

ア “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指し、「ふじのくにフロンティア推進区域」の早期完了に向けて事業支援を行った。

また、都市的サービスを提供する拠点相互の連携・補完により地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア推進エリア」は、取組の加速化に向けて事業支援を行った。

さらに、デジタル技術等を活用しながら地域資源の活用と循環を図り、環境と社会経済を両立させることにより、地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」では、複数市町連携型など3圏域7市町を認定し、累計5圏域14市町となった。

イ 多彩なライフスタイル創出の取組

多彩なライフスタイルが選択できる環境を創出するため、若者・女性にとって魅力がある就業機会を生み出す情報通信やデザイン等のサービス業の誘致に取り組んだ。

具体的には、首都圏等約40,000社の企業に対し本県への進出意向調査を実施し、進出意欲の高い企業約400社をリスト化するとともに、東京事務所に企業誘致専任員を配置し、訪問活動を行った。また、県内で新たな拠点を開設するために必要な経費の助成制度を創設した。

並行して、東京で開催した誘致セミナーにおいて、参加39社に対して、自治体による充実した支援など、本県での拠点開設のメリットをPRし

たほか、「視察ツアー」を県内で8回開催し、参加8社の希望に応じて、コワーキングスペース等の視察や地域企業・市町職員等との交流の機会を提供した。

これらの取組の結果、令和6年3月末までに12社の進出が決定した。

また、働き方のニーズが多様化する中、自由度の高いワークスタイルの実現に向け、インターネットを介して全国の仕事を受注できるクラウドワークサービスの利活用促進に向けた取組を行った。

クラウドワークサービス利用者のスキルアップ等の支援を行うため、セミナーの開催等による普及啓発、スキルアップ講座の開催等によるワーカー育成、受注支援等を実施し、本事業を通じてスキルアップした111名の県内在住者等が業務を受注した。

(2) デジタル社会の形成、デジタル技術を活用した業務革新

ア 地域社会のDXの推進

デジタル機器に不慣れな方の身近な相談役として活躍する「ふじのくにデジタルサポーター」を育成するなど、デジタルデバイドの解消に向けた取組を行った。また、最新のデジタル技術を活用した実証事業等を通じてAIを活用した水道管の老朽度診断など4件が実装に繋がったほか、企業と連携したワークショップや地域課題の解決策の創出等を行うアイデアソン、ハッカソン等を開催し、オープンデータの分析・利活用を進めた。

イ 行政のデジタル化の推進

県民の利便性向上と業務の効率化を目的として、電子申請システムや施設予約システムの運用、電子契約や電子納付の導入など、スマート自治体の実現に向けた取組を進めた。

また、市町におけるDX推進を支援するため、住民記録や地方税等の主要20業務を処理する情報システムの標準化・共通化への支援を行ったほか、優良取組事例や行政手続のオンライン化に関する情報提供を行った。

ウ デジタル技術を活用した業務革新

業務の効率化等を推進するため、場所や時間にこだわらず、在宅等でも職場と同じ環境で仕事ができるよう、モバイルパソコンの整備や庁内ネットワークの刷新を進めた。

さらに、生成AIを積極的に業務へ活用するため、職員を対象とした「静岡県生成AI利用ガイドライン」を策定するとともに、管理者層・利用者層それぞれを対象とした職員研修を開催した。

(3) 誰もが理解し合える共生社会の実現

ア 多文化共生社会の形成

県民の多文化共生意識を定着するため、国際交流員が学校や公民館等で、母国の文化や暮らしを紹介する出前講座を開催した。

また、「言葉の壁のない多文化共生社会」の実現のため、自治体職員や企業等に対して「やさしい日本語」を普及・活用する研修の実施とeラーニング動画での学習ツールを作成するとともに、外国人県民が県内どこに住んでいても、生活に必要な最低限の日本語を身に付けられる日本語教育の推進体制の構築を進めた。

さらに、外国人県民の生活支援の充実のため、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営し、生活上の相談に多言語で対応するとともに、法律相談会や出張専門家相談会を実施した。

加えて、外国人の子どもの教育環境の整備のため、外国人学校に通う生徒に対して、職業体験プログラム等のキャリア教育を実施した。

(4) 地域外交の深化と通商の実践

ア 地域外交の推進

対面交流が本格回復し、中国杭州アジア競技大会への副知事団派遣、韓国忠清南道との友好交流 10 周年を記念した両県道知事の相互訪問、モンゴル国ドルノゴビ県との高校生交流など、友好交流先を中心に往来が活発化した。

海外駐在員事務所では、現地事務所の優位性を発揮し、最新情報の収集・発信や、県産品の輸出支援、県内企業の現地展開支援に取り組んだほか、航空会社への本県PR等により定期便の再開、チャーター便の運航が実現し、インバウンドの増加に寄与した。

人材不足の影響を受ける県内企業の支援や地域活性化を図るため、インドのIT分野を中心とした人材と県内企業をマッチングする就職面接会を開催したほか、本県での就業に関心があるインドネシアの人材に対して日本語教育をオンラインで実施するなど、海外からの活力取り込みの推進に取り組んだ。

(5) 現場に立脚した施策の構築・推進

ア 戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に対する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。本県施策の認知度向上等を目的とした県外メディアに対するメディアリレーションズ活動のほか、首都圏主要メディア等における報道状況の調査・分析、県政情報を紹介する動画を作成して県ホームページ上で公開するなど、広報活動を行った。

イ 県民・民間・市町と連携した行政の推進

知事広聴及び幹部が出向いて広聴する県政さわやかタウンミーティングなどで、県民と直接意見交換を行う機会の充実を図るとともに、電子メール、電話、県民のこえ意見箱など県民が県政に対する意見を伝える多様な手段を提供し周知している。また、全庁の広聴体制の強化に向けた職員研修や専門家が相談に応じる広聴アドバイザー制度の新設等を行った。

さらに、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”土民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(6) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア 将来にわたって安心な財政運営の堅持

令和5年度当初予算は、県税や交付税等を合わせた一般財源総額が前年度とほぼ同水準に留まる中で、自然災害の激甚化や物価高騰の長期化などの諸課題に的確に対応するため、「後期アクションプラン」に掲げる5つの柱に沿った取組に予算を重点的に配分する編成を行った。

編成に当たっては、事業のビルド・アンド・スクラップ等による歳出のスリム化と、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等による歳入確保に積極的に取り組んだ。

また、国に対しては、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

令和5年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として、関係部長を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、県内4箇所の地域局において、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化に努めた。

(2) 防災対策の推進

「第4次地震被害想定」で推計された想定犠牲者の9割減災の達成・維持と、被災後生活の質的向上による被災者の健康被害等の最小化の減災目標の達成に向け、「地震・津波から着実に命を守る」「被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる」「地域を迅速に復旧し、復興に繋げる」の3つを基本目標に掲げ、139の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム2023」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進した。また、住民の早期避難意識の向上を図るため、市町と一体となって「わたしの避難計画」の普及を図った。

県民の防災意識の高揚を図るため、防災出前講座や地震防災センター出張展示の実施、総合防災アプリ「静岡県防災」や「デジタル地震防災センター」の普及など、多様な啓発事業を展開した。また、防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、「ふじのくに防災士」や「ふじのくにジュニア防災士」等の人材育成研修を実施した。

加えて、インターネットを活用した防災に関する県民意識調査や、総合防災アプリ「静岡県防災」を活用した自主防災組織の実態調査（簡易版）を行った。

さらに、富士山火山防災対策を推進するため、県及び周辺市町などで構成される「富士山火山防災対策協議会」において、令和2年度に改定した新たな富士山ハザードマップに基づき令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」の

実効性を高めるため、避難実施市町と連携を図るとともに、広域避難先となる県内の受入先市町との調整を行った。

(3) 防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練、大規模図上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、台風や土砂災害・火山災害などを想定した訓練も行うなど、年間を通じて計画的に実践的な訓練を実施した。

(4) 消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防車両等への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めた。

静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

また、令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施に向けたPT(プロジェクトチーム)を設置し、訓練の企画及び関係機関との調整を行った。

さらに、高圧ガスや火薬類など産業における事故のリスクが高い分野の安全を確保するため、高圧ガス等の許認可や立入検査、保安講習等を実施し、産業保安体制の強化に努めた。

(5) 浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の広域避難計画の検証等の支援を行うとともに、原子力防災に関する研修の実施や原子力防災資機材の整備等により、県及び関係市町の広域避難計画の実効性の向上を図った。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

(6) 令和5年6月2日からの大雨等への対応

6月2日からの大雨による風水害に対し、県災害対策本部を設置し、被害情報の把握、被災者支援、被災地復旧などの対策に取り組んだ。磐田市からの要請を受け、災害救助法を適用するとともに、令和5年1月の創設以来、初めて市町支援機動班を派遣し、市災害対策本部運営の支援を行った。

また、近年の激甚化、頻発化する風水害に対応するため、県災害対策本部運営

要領を改正し、「災害が発生するおそれ」のある段階における「県災害警戒本部・方面本部」の設置を規定した。

(7) 令和 6 年能登半島地震への対応

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震に伴い、総務省から総括支援・対口支援を要請された石川県穴水町に対して人的・物的支援を行った。人的支援として、県市長会や県町村会、庁内各部局と連携し、被災自治体が行う災害マネジメントの総括的な支援を行うため、県・市町職員による「災害マネジメント支援チーム」を派遣したほか、住家被害認定調査や避難所運営等の支援を行った。

また、消防庁の出動指示に基づき、静岡県緊急消防援助隊（県内16消防本部及び静岡県消防防災航空隊で構成）の派遣及び派遣に必要な連絡調整を行った。

(8) 新型コロナウイルス感染症対応

令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが、5 類感染症に移行したことに伴い政府対策本部が廃止されたことから、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」についても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条に基づき廃止した。

令和5年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や県有施設の最適化、歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、令和4年3月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム2025（計画期間：令和4年度～令和7年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

令和5年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの取組状況、外郭団体の点検評価や県行政の人材確保・育成について検討を行ったほか、ひとり1改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。さらに、内部統制制度を運用し、各所属によるリスクの洗い出し及び対応策の確認並びに自己評価を行うとともに、令和4年度の内部統制評価報告書を作成し、議会に提出した。

また、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の4つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す業務改善や、ペーパーレスの推進、テレワーク制度の見直し（在宅勤務の利用要件等を緩和）、新たな働き方を実現するためのモデルオフィスの整備など、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組んだ。

今後は、「行政経営革新プログラム2025」に掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた取組を進めるほか、テレワークの一層の推進や紙中心の仕事からデータ中心の仕事への転換など、新しい働き方を推進していく。

(2) 県有施設の最適化

県有施設の長寿命化と財政負担の軽減に向け、劣化診断に基づく修繕計画の予算化の流れについて体系化するとともに、建替え時における総量適正化の取組を進めるため、各部局の施設のあり方検討における課題の把握や部局をまたぐ調整等の支援を行った。

また、市町と連携しながら、公共施設の整備・運営に、民間の能力とノウハウを幅広く取り入れるための意見交換の場として、ふじのくに官民連携実践塾を開催した。

今後も、施設を通じた持続的な行政サービスを提供していくため、行政需要の把握に努め、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に取り組んでいく。

(3) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に設置した地区部会による市町ごとの実情、課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、現金による金融機関窓口納付、コンビニ納付だけでなく、対面によらない口座振替納付、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ等の納付チャネルを用意するとともに、令和5年度には、QRコードにより納付手続を簡素化するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2023～2027）の売却計画額66億5,000万円に対して、初年度（令和5年度）の売却実績額は6億6,000万円、売却率は9.9パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に対応した納税環境整備などを進めるとともに、税外

未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保に取り組んでいく。

(4) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、これまで8次にわたる権限移譲推進計画を策定し、積極的に移譲を推進してきたが、市町の移譲希望事務が減少傾向にあるなどの近年の状況変化等を踏まえ、計画期間内での移譲事務を整理したこれまでの「権限移譲推進計画」に代えて、今後の権限移譲の基本的な考え方を整理した「権限移譲方針」を策定した。

行政経営研究会では、自治体DXに対応するICT利活用や、予見性を持った財政運営の実現に取り組む地方公会計の活用等、多くの市町に共通又は一律の対応が求められる重要課題や、金融機関から新たな負担を求められている収納手数料等、市町が直面し主体的に運営していくテーマについて研究を行った。今後も、県と市町間の行政課題の解決に資するよう取り組んでいく。

このほか、地域住民が支え合い、安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進のため、過疎地域等の条件不利地域について、過疎地域へのイノベーション導入事業の実施や、静岡県過疎地域持続的発展計画等の着実な進捗を図るなど、関係市町と連携し、振興策の推進を行った。併せて、地域コミュニティ活動の活性化のため、市町等の取組に助成した。

また、社会経済情勢の変化に即応した地域課題の解決への取組として、知事と市町長が意見交換を行う地域サミットや、地域ニーズに即した規制改革の推進を図るための提案募集など魅力ある地域づくりを進めるための取組を市町・民間等と連携して実施した。

(5) 開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進め、新たに「静岡県公文書等の管理に関する条例」を制定するとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開に努めるとともに、静岡県史の編さんに取り組んだ。

今後も、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策の推進を図るため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図る。

令和5年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～東京時代から静岡時代へ～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「命」を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

< 防災・減災対策の強化 >

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「TOUKA I - 0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性と支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問により、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施した。

また、令和6年能登半島地震を受けて耐震診断助成の申込みが増加したため、令和5年度は耐震診断助成件数が前年度から24.4%増の3,107件となり、平成23年度以来12年ぶりに3千件を超えた。なお、耐震補強助成件数は698件、建替・除却助成件数は129件の実績であった。

「住宅の耐震化率」は89.3%（平成30年）であり、目標の95%（令和7年度末）に向けて啓発活動を強化するとともに、耐震補強以外の方法として、耐震性がある住宅への住み替えや、防災ベッド又は耐震シェルターの設置を提案するなど、命を守るための様々な取組を進める。

また、耐震診断の結果報告が義務化されている大規模建築物や緊急輸送ルート等沿いの建築物の耐震化等を引き続き推進していく。

盛土等の崩壊等による災害の防止と生活環境の保全のため、静岡県盛土等の規制に関する条例に基づき、盛土等の許可申請に対する審査等を実施するとともに、県民や市町からの通報への迅速な対応や、無許可等不適切な盛土の巡回監視回数の増加など指導・監視体制の強化を図った。

また、令和4年8月に逢初川源頭部の不安定土砂に関して、土砂撤去の措置命令を発出したが、被命令者が履行しないため、令和4年10月

から行政代執行による土砂の撤去に着手し、令和6年2月に是正工事を完了した。その後、被命令者に対して行政代執行に要した費用の納付を命じた。

また、盛土規制法に基づく規制区域指定に向けた基礎調査等を実施し、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアの抽出を行った。

今後も不適切盛土の指導・監視体制の強化、緊急性の高い盛土の安全性把握調査や是正対応の実進を進めるとともに、盛土規制法による規制開始に向け、市町の意見等を踏まえて規制区域案を策定していく。

< 安全な生活の確保と交通安全の推進 >

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第5次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」を運営し、性暴力被害者の心身の健康回復と、被害の潜在化の防止に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第11次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して交通安全運動等を実施した結果、令和5年における交通事故死者数は70人と、前年に比べ13人減少し、交通人身事故件数は18,662件と、前年に比べ16件減少した。

今後も、本計画の目標である「交通事故死者数80人以下、人身事故発生件数15,000件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に、交通事故防止対策を推進していく。

安全な消費生活を確保するため、「静岡県消費者基本計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口による消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。

あわせて、成年年齢の引下げ、高齢化の更なる進行、デジタル化の急速な進展等に対応するため、消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実や、消費生活相談窓口の機能強化に努めていく。

(2) 環境と経済が両立した社会の形成

< 脱炭素社会の構築 >

2050年までの脱炭素社会の実現を目指す「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の活用や家庭向け啓発ツールの作成、講座開催等を行うとともに、中小企業の脱炭素経営の推進のため、省エネ機器導入や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。

また、住宅の省エネ化に関するセミナーの開催、省エネ性能が高い住宅の新築や、既存住宅における省エネ診断及び改修に対して補助することにより、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの住宅の省エネ化の普及に努めた。

引き続き、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく。

< 循環型社会の構築 >

「第4次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を目指した「6R県民運動」や食品ロス削減などをはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の所有状況調査等を実施した。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結する関係団体と連携した不法投棄撲滅に向けた取組や、行為者不明のまま放置された産業廃棄物を撤去する自治体に対する助成を行った。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策等に取り組む、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、住民、事業者その他の団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

< 「命の水」と自然環境の保全 >

リニア中央新幹線整備については、トンネル工事により、大井川の貴重な水資源と世界が認める南アルプスの豊かな自然環境が、失われることにならないよう取り組んだ。

引き続き、大井川の水資源利用と南アルプスの環境保全に関する県民の懸念・不安が払拭されるよう、JR東海との対話を進めていく。

また、健全な水循環の確保と継承に向けて、令和4年7月に施行された静岡県水循環保全条例に基づき水源保全地域を指定するとともに、天候や河川の流況に応じた早期の取水制限等の水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の利用への影響を回避した。

今後も、健全な水循環の保全を図るため、関係者間の調整による水資源の確保や、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、富士川の豊かな水環境の保全については、富士川水系の河川の水質や底生動物等の調査を実施した。

本県の豊かな生活環境や自然環境等の保全については、大規模開発事業に対し、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を通じて、事業者に環境影響の回避又は低減を求めた。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度の適切な運用による環境保全等に取り組んでいく。

県民と自然とのふれあいを推進するため、自然ふれあい施設の適正な運営と維持管理、指定管理者と連携した新たな自然体験プログラムの実施等に取り組んだ。また、県民参加の森づくりを推進するため、市町と連携した森づくり県民大作戦の広報等に取り組んだ。

より多くの県民に自然とのふれあいや森づくりへの参加の機会を提供するため、自然ふれあい施設の指定管理者と連携し、学校に対する自然体験プログラムへの参加の働きかけ等に取り組むほか、森づくり団体の活動の活性化に向けて、人材の確保や育成等の支援に取り組んでいく。

環境と調和した社会の基盤づくりのため、環境学習ポータルサイトの活用など環境学習に関する情報発信等による学習機会の確保や、環境教育・環境学習を実践する各主体の協働の促進に取り組んだほか、環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーや、優良事例を表彰するビジネスアワードを開催し、県内における環境ビジネスの普及・拡大を図った。

引き続き、環境教育・環境学習の充実、環境ビジネスの振興を促進するため、情報発信や普及啓発事業に取り組んでいく。

(3) 誰もが活躍できる社会の実現

< 活躍しやすい環境の整備と働き方改革 >

ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現を基本目標として、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静

岡山男女共同参画センターあざれあ」を拠点に、男女共同参画施策を県内各地で推進した。

今後も、市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

NPO等による社会貢献活動の促進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターとの連携の充実に取り組むとともに、市民活動センターとの情報交換等により把握したNPOの課題やニーズを踏まえ、NPO同士の広域ネットワーク構築や、移住者・若者のNPO活動参画を支援する取組等を行った。

今後も、市民活動センターやNPOのニーズを把握し、より効果的な支援を行うことで、社会貢献活動の裾野の更なる拡大を図っていく。

< 誰もが理解し合える共生社会の実現 >

多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する啓発研修や図書館巡回展の開催、ホームページによる情報提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、困難な状況に陥りやすい性的マイノリティや、その家族等を支援する専門相談及び当事者交流会を実施した。

また、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」により、婚姻が認められていない同性カップル等の当事者が暮らしやすい環境づくりに努めた。

今後も、性的マイノリティ等が抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性に関する一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、令和3年度に策定した「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」(令和4年度～7年度)に基づき、ユニバーサルデザインの理念普及や、県民の理解向上に努めた。

引き続き、ユニバーサルデザインの理念の普及を図る講座の実施及びユニバーサルデザインの先進的な取組や魅力的なサービス等の情報発信を行い、全庁でのユニバーサルデザインの導入促進に取り組んでいく。

(4) 多彩なライフスタイルの提案

< 魅力的な生活空間の創出 >

コロナ禍を経て人々の働き方や暮らし方などのライフスタイルが変化する中、新しい生活様式に対応した住まいづくりが求められている。豊かで広い暮らし空間を実現するため、「豊かな暮らし空間創生」、「職住一体の住まい」、「空き家の利活用」の3つの事業に取り組んだ。

「豊かな暮らし空間創生」では、生活と自然が調和した住まいづくりやまちづくり、地域コミュニティを形成し、景観に配慮した豊かな住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定することにより、快適な暮らし空間の実現を推進した。

「職住一体の住まい」では、静岡らしい自然豊かで、子育てや在宅ワークがしやすく、ゆとりある職住一体の「プラス〇^{オ-}の住まい」を普及させるため、産学官が連携して、優良事例の施主及び施工者への取材内容をホームページ等で紹介し、作成したPR動画を、JR構内のデジタルサイネージを活用して周知した。また、テレワーク対応リフォーム補助制度を設け、仕事と家庭の両立ができる住環境整備に対して支援した。

「空き家の利活用」では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「ワンストップ相談会」により空き家所有者等の様々な相談に応えるとともに、「わが家の終活セミナー」により早期の空き家対策を促すなど、空き家対策に市町とともに取り組んだ。また、令和4年度に創設した「ふじのくに空き家バンク」により、広くて優良な空き家を掘り起こすとともに、空き家の建物状況調査や移転に対して補助することにより、空き家の利活用を促進した。

併せて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住改善等の多様な手法により整備を進めている。令和5年度は、2団地140戸（うちPFIは1団地80戸）の建替事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を適確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、低炭素・循環型社会の実現に向けて、県営住宅の省エネルギー対策等を進めていく。

また、静岡県緑化推進計画に基づき、「花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか」を目指し、(公財)静岡県グリーンバンクが地域の緑化活動を支援したほか、脱炭素をテーマとした企業向け研修会の開催や、緑化活動等の普及啓発を行った。

今後も、(公財)静岡県グリーンバンクと連携して地域の緑化活動の支援を行うとともに、静岡県芝草研究所による研究調査と普及啓発を進め、園庭・校庭などの芝生化の推進に取り組んでいく。

< 人の流れの呼び込み >

本県への移住・定住を促進するため、静岡県移住相談センターで相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催や首都圏在住のテレワーカー等に向けた情報発信、「移住・就業支援金制度」のPR等に取り組んだ。

これらの取組を通じ、令和5年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が2,890人、移住相談件数が14,405件と、いずれも過去最高となった。

今後も、更なる移住者の増加に向けて、広域移住コーディネーター2名を配置し、市町、地域団体と連携した、移住希望者が求める地域情報の発信・提供をきめ細かく行っていく。

(5) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

< 美しい景観の創造と自然との共生 >

生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」(平成29年度策定、令和4年度中間見直し)については、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、戦略に掲げる取組の進捗管理を行った。

自然公園及び自然環境保全地域については、自然公園指導員、自然環境保全管理員、高山植物保護指導員等と協力の上、自然環境と利用状況を把握するとともに、区域・計画の見直しを進めるため、現地確認等の手続を行った。

あわせて、県内で一定規模以上の開発行為が行われる場合、自然環境保全条例に基づき自然環境保全協定を締結し、保全対策の確実な履行を求めていく。

また、富士山及び浜名湖における環境負荷を軽減するため、環境保全活動に対する助成等を実施した。さらに、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」や「はまなこ環境ネットワーク」等の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去を実施した。

南アルプスの優れた自然環境の保全とその利活用については、県民をはじめとする国民的な理解を得るため、令和2年度に創設した「南アルプス環境保全基金」を活用し、自然環境の保全及び魅力の発信に関する各種取組を実施した。

また、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の推進に向け、関係団体と連携を図りながら、南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐための取組を進めていく。

生息密度が高く自然植生等への影響が深刻化しているニホンジカについては、適正な個体数まで減少させるため、「第二種特定鳥獣管理計画（第5期、令和4～8年度）」に基づく管理捕獲に取り組んだ結果、県全体では12,770頭を捕獲した。しかしながら、依然として高い生息密度を維持していることから、引き続き、ニホンジカの捕獲を強化していく。

令和5年度主要施策成果説明書

スポーツ・文化観光部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

- (1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。
- (2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。
- (3) 障害に対する理解と相互交流の促進のため、障害者スポーツと文化芸術活動の振興を図る施策を展開した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

スポーツ活動を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ応援隊による普及啓発や県障害者スポーツ大会等を実施した。

障害のある人に文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害への理解・関心を高めることを目的に障害者芸術祭を開催したほか、ふじのくに障害者芸術ポータルサイト「Findart(ふぁいんだー)」を運営した。今後も、文化芸術活動の振興を通じて障害のある人の社会参加の促進を図っていく。

(2) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

ア 結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和53年度の60,058人をピークに、令和5年度には17,817人まで減少している。しかしながら、幼児期の教育は、これからの社会を支える人材の育成はもとより、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実は必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組を支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ すべての子どもが大切にされる社会づくり

令和5年度の私立高校の生徒数は32,814人で、本県の高校生全体の37.0%を占めるなど、私立高校は公教育の一端を担っている。高校進学希望者が、経済状況に関わらず、公立、私立の区別なく、自らの希望や能力に応じて、安心して就学できる環境を整えることは重要であることから、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、私立学校における授業料の減免等を支援した。

(3) "才徳兼備"の人づくり

ア 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

地域ぐるみ、社会総がかりの教育の推進のため、「総合教育会議」を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置している「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催するとともに、実践委員会の施策提案機能の強化を図るために令和2年度に設置した「才徳兼備の人づくり小委員会」を開催し、実践委員会へ「子どもたちのウェルビーイングの実現に向けて 困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策と人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方（報告）」を提出した。

また、令和4年3月に策定した「静岡県教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）の進捗状況について、県教育振興基本計画推進本部を構成する庁内関係部局による自己評価を基に、外部有識者で構成する県教育振興基本計画推進委員会の意見を踏まえ、評価書を取りまとめた。

令和5年度は静岡県総合計画の評価方針に沿って評価を実施した。最新の実績値に基づき、「成果指標」及び「活動指標」の評価を行い、「評価・課題」及び「今後の取組方針」とともに記載した。また、計画に掲げる「目標」の進捗に寄与する主な取組について、「直近の取組状況及び今後の取組の方向」を記載し、今後の施策の改善につなげる評価書とした。

今後も、教育委員会等関係部局と連携し、総合教育会議での合意事項等の具現化や基本計画に基づく取組を推進していく。

さらに、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するため、市町等を

通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

引き続き、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

本県の私立高校は、高校生の約3分の1が在学するなど、公教育において大きな役割を担っていることから、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教員の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を実施した結果、スクールカウンセラー配置校比率は、令和3年度から引き続き、100%を達成している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

イ 次代を担うグローバル人材の育成

日本人学生の海外留学を推進するため、「ふじのくに海外留学応援フェア」を開催するとともに、「ふじのくに留学応援奨学金」を活用した、産学官連携による支援に取り組んだ。また、外国人留学生の受入れを促進するため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、現地人材による海外での留学説明会を開催したほか、デジタルを活用した留学生向けの就職促進プログラムを構築し、留学生の獲得と定着の強化を図った。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響で激減した留学生の獲得に向け、各大学における海外大学との交流拡大や留学生受入環境の整備等、外国人留学生の受入れを促進する取組を進めていく。

子どもたちが自らの能力を更に伸ばすきっかけの場として、県内の中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等を行う「未来を切り拓く Dream 授業」を3泊4日の日程で開催した。

今後も、子どもたちの優れた能力を更に伸ばす取組を進め、日本や世界に貢献できる人材を育成していく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。

両大学の自律的・効率的な大学運営を支援するため、公立大学法人の業務実績の評価を行うとともに、それぞれの強みを活かした質の高い教育・研究活動を展開していくため、財政支援を行っている。

今後も、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元については、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、同コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

(4) 誰もが活躍できる社会の実現

活躍しやすい環境の整備と働き方改革

障害のある人の自己実現や社会参加、生活向上を図るため、県障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催するなど、スポーツに触れ合う機会や親しむ機会を提供したほか、活動を支える環境を整える指導員の養成に取り組んだ。

障害のある人の文化芸術活動やその支援者等を支援するため、県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営のほか、企業等が障害のある人の作品を有償で借り受け、その一部を作者に還元するモデル事業「まちじゅうアート」に取り組んだ。

(5) 富をつくる産業の展開

ア DXによる産業構造の改革

多様化する旅行ニーズに的確に対応するため、観光デジタル情報プラットフォームの機能向上を図り、旅行者への効果的な情報提供や収集した旅行者データ等の利活用を推進した。

イ 地域主導型の経済政策の推進

自然、歴史、文化、食、スポーツ等の静岡県ならではの魅力ある観光資源を磨き上げて活用に取り組むとともに、土肥と佐渡を結ぶ海路と高速道路のルート「黄金KAIDO」としてプロデュースすることで、中部横断自動車道の開通を契機とした、中央日本4県との相互交流の活性化を図った。

ウ リーディングセクターによる経済の牽引

本県の魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出を促進するため、自然、食、歴史文化などの多彩な観光資源を活用し、テーマ性を持った感動体験ツーリズムを推進した。

観光需要を的確に取り込み、地域経済の活性化を図るため、観光地域づくり法人(DMO)の連携強化や観光人材の育成・資質向上に取り組んだ。

(6) 多彩なライフスタイルの提案

ア 魅力的な生活空間の創出

食・食文化を活かした新たな観光サービスを創出するため、コーディネーターの配置や屋外等で有名な料理人等がその日限りの特別な料理を振る舞うプレミアムダイニング等の実施を通じて、本県が有する多彩で高品質な食材と文化・観光資源を活かしたガストロノミーツーリズムを推進した。

イ 人の流れの呼び込み

県内への来訪や滞在の一層の促進を図るため、自然など本県の魅力ある観光資源を活用したグリーン・ツーリズムを推進した。

(7) 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

世界に開かれた玄関口の機能強化

富士山静岡空港の国内線・国際線定期路線の維持・拡大を図るため、航空会社に対する運航支援を実施した。また、航空需要の回復と多様な交流機会の再興に向け、運営権者や富士山静岡空港利用促進協議会と連携し、団体・個人、ビジネス、教育など、ターゲットに応じた利用促進に取り組むとともに、定期便及びチャーター便を運航する航空会社や旅行会社に対し、旅行商品の周知や販売促進のための支援を行った。さらに、国際線の増便や早期運航再開に向け、県幹部等が中国、韓国、台湾を訪問し、航空会社の幹部へ働きかけを行った。

その結果、令和5年度の利用者数は、前年度の352,114人から45.6%増加し512,811人となった。

今後も、既存の定期路線の維持・安定化及び期間運航路線の通期運航、中国・台湾の各路線の早期運航再開に向け、航空会社に対する運航支援とともに、ターゲットに応じた各種プロモーションや、経済団体や教育機関等への働きかけなど利用促進を図っていく。

富士山静岡空港が多様な交流と賑わいの拠点となるよう、運営権者や空港西側県有地に関心を示した民間事業者と意見交換を行った。引き続き、運営権者や民間事業者との意見交換を継続するとともに、賑わい創出事業

に取り組むことで、民間事業者の空港西側県有地への進出を促進する。

また、富士山静岡空港の脱炭素化を推進するため、県、運営権者、航空会社等で構成する空港脱炭素化推進協議会において協議・調整等を重ね、空港脱炭素化推進計画を作成した。今後は、関係事業者による先進的な事例の研究や情報交換等を行い、脱炭素化の推進に向けた具体的な取組を着実に進めていく。

(8) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア スポーツの聖地づくり

ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックを一過性のイベントに終わらせることなく、レガシーとして継承し、国内外から憧れを呼ぶ「スポーツの聖地」を実現するため、「スポーツによる健康づくりの推進」をはじめとし、「スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現」、「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」の3本の柱により施策を推進した。

「スポーツによる健康づくりの推進」については、高齢化社会における県民の健康づくりや、地域における交流を促進するため、誰もが参加できるスポーツイベントや高齢者、幼児を対象とした教室などを開催した。引き続き、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備する取組を推進する。

「スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現」については、国内外の大会で活躍できるアスリートを育成し、県民のスポーツやパラスポーツに対する関心喚起や理解促進を図るため、パリ 2024 オリンピック・パラリンピック出場候補選手等への支援や、各競技団体が実施する強化活動に対する助成を行った。引き続き、長期的な視点に立ったアスリートの強化やジュニアアスリートの育成等を競技団体と連携して取り組んでいく。

また、令和4年度に開催した「静岡県パラスポーツ推進協議会」での提言を受け、令和5年8月に「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」を設立し、官民連携してパラスポーツの環境整備の促進や普及・広報等、パラスポーツの推進を図った。

「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」については、大規模国際大会のレガシー施設である日本サイクルスポーツセンター（CSC）で自転車競技のレガシー大会を開催したほか、CSCを拠点とした地域住民の健康づくり事業等の実施や、小笠山総合運動公園エコパでの合宿誘致等の実施など、地域スポーツコミッションによるモデル事業に取り組

んだ。

また、県域を対象としたスポーツ大会・合宿誘致を行う「スポーツコミッション Shizuoka」を令和5年4月に立ち上げ、「スポーツコミッション Shizuoka 推進戦略」の策定やウェブサイトの構築など、スポーツを核とした地域づくりに取り組んだ。

イ 文化・芸術の振興

東アジア文化都市 2023 静岡県のもと、多彩な文化芸術イベントを展開し、本県の魅力を広くアピールした。

県民の創造活動を推進するため、アーツカウンシルしずおかによる地域資源の活用や社会課題への対応を図る住民主体の創造的な活動への支援を実施するとともに、ふじのくに芸術祭 2023 を開催し広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供した。

県立美術館や地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップにおける公演や、SPACによる舞台芸術の公演など、県民が文化芸術に触れる機会や子ども向けの芸術鑑賞や体験の機会を拡大する取組など文化芸術を振興する仕組みの充実に取り組んだ。

今後も、第5期文化振興基本計画に基づく各種の文化振興施策を推進していく。

東静岡周辺地区は、東静岡駅南北が一体となり、多様な交流と賑わいを生み出す「文化とスポーツの殿堂」の形成に向けた取組を進めてきた。

静岡市との「県・市連絡調整会議」により、南北公有地の活用に向け、情報共有や調整等を行った。また、静岡県立大学と連携し、学生のサークル活動発表や研究紹介、飲食の販売などの賑わい創出イベントを実施した。

今後も、静岡市との連携を図りながら、南北公有地の相乗効果を生む利活用について検討するなど、東静岡周辺地区の整備を進めていく。

世界遺産富士山については、日本国政府がユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書に記載した事項を着実に実施した。引き続き関係者と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士登山における安全対策については、登山道の混雑箇所への安全誘導員の配置など、安全で快適な富士登山のための取組を実施した。今後も富

土登山に関する安全対策を徹底する。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設である「富士山世界遺産センター」において、巡礼路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した。

（令和5年度の来館者数は、15万9,599人）

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく諸活動を展開していく。

蘆山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、日本国政府が令和4年度にユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書が令和5年9月の第45回世界遺産委員会で審査された。決議では、引き続き調査、データ収集及び検証を実施することを奨励され、ユネスコ世界遺産センターへ、関係国との継続的な対話や更なる措置に関する情報を、令和6年12月1日までに提出するよう要請された。

今後も、関係自治体等と連携し、資産の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

文化財の保存・活用については、「静岡県文化財保存活用大綱」で目指す県民総がかりでの文化財の保存と活用を計画的に推進するため、市町の「文化財保存活用地域計画」の作成を支援するとともに、文化財の指定や文化財の修繕費等の助成による文化財の確実な保存、令和4年度に創設した「しずおか遺産」制度等による文化財の効果的な活用の推進、「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」の認定・表彰や、官民の文化財関係者を対象とした研修等により、文化財を支える人材の育成に取り組んだ。

また、県民に身近に文化財に触れる機会を提供するため、市町や文化財所有者、保護団体の協力を得ながら、「ふじのくに文化財オータムフェア」や「ふじのくに民俗芸能フェスティバル」を実施した。

さらに、「静岡県埋蔵文化財センター」において、国・県の開発事業に伴う発掘調査を実施するとともに文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、文化財の展示、講演会や体験学習などの学びの場を提供した。

今後も関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

(9) 世界の人々との交流の拡大

世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

令和5年度の本県の観光交流客数は1億3,960万人で、前年度比111.8%、平成31年・令和元年度比94.9%となった。また、県内旅行消費額は7,890億円で前年度比116.0%、平成31年・令和元年度比111.8%となった。

本県が誇る食と食文化に触れるガストロノミーリズムや大河ドラマの放送を契機とした歴史文化資源の活用など、テーマ性を持った観光振興に取り組んだ。

駿河湾からの景観を楽しめる魅力的な観光資源である駿河湾フェリーについて、関係市町等と連携し、利用者の拡大など経営改善を積極的に進めた。

水際対策の緩和後、急速に回復しつつあるインバウンド需要を本県に取り込むため、本県を目的地とする団体ツアーを催行する海外の旅行会社に対し、支援金を交付したほか、海外のインフルエンサーによる情報発信、国内ランドオペレーターへの商品提案などを行った。

観光地域づくり法人(DMO)の機能強化やDMO会議による関係団体との連携強化を図った。

観光業における人手不足の解消を図るため、民間サイトを活用した繁忙期の人材確保や、求職者と宿泊事業者のマッチングに取り組んだ。

多様化する旅行ニーズに的確に対応するため、観光デジタル情報プラットフォームの機能向上を図り、旅行者への効果的な情報提供や収集した旅行者データ等の利活用を推進した。

今後も「静岡県観光基本計画」における「しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出」、「将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化」及び「訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進」の3つの基本方針に基づく施策を推進することで、誰もが幸せを感じられる観光地域づくりを進め、「心の豊かさ」と「持続可能な地域社会」を実現していく。

令和5年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

健康福祉部では、「県民の『健(すこ)やか』で『康(やす)らく』生活を守り、『福祉(しあわせ)』を築く共生社会の実現」を基本理念とし、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」に基づく「安全・安心な生活を支える危機管理」、「医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸」、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり」、「結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」の7つの柱による諸施策を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- | | |
|---|--------------|
| 1 安全・安心な生活を支える危機管理
(静岡県肝炎対策推進計画)
(しずおか食の安全推進のためのアクションプラン) | (静岡県感染症予防計画) |
|---|--------------|

(1) 防疫体制の強化

新型コロナウイルス感染症については、令和5年1月27日、国において感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ五類感染症に変更する方針が決定され、5月8日からそれまでの二類相当から五類感染症へ移行した。

新型コロナウイルスの重症化率が季節性インフルエンザと同程度まで低下したことや、五類移行により、就業制限や外出自粛要請は行われなくなったことから、コロナ以前の日常生活に戻り始めたほか、コロナ患者を特定の医療機関が診察する体制から、一般の医療機関で広く受け入れる体制へ段階的に移行することとなったため、医療機関の協力を得ながら、確保病床以外での入院患者の受入等の対応を進めた。また、医療費の公費負担など一部の特例的な措置が移行期間として継続していたが、令和6年3月末をもって通常の対応に完全移行することとなったため、医療機関や患者に混乱が生じないように情報発信等に努めた。

次の新興感染症のパンデミックに対する備えについては、新型コロナウイルス感染症対応の際に、病床・外来医療体制のひっ迫や療養者支援等、平時から備えておくべき様々な課題が明らかとなったことから、これらの教訓を踏まえ、感染症への対応力を強化した「防疫先進県」の実現に向けた取組を進めた。

本県の感染症対策の司令塔となる県感染症管理センターを開設するとともに、平時からの備えを確実に推進するため、改正感染症法に基づき、医師会等関係機関を構成員とする県感

染症対策連携協議会を設置して連携強化を図った。また、県感染症予防計画の改定において、新たに病床、外来、医療人材、後方支援等の医療提供体制の確保に係る具体的な数値目標を設定し、より実効性のある内容とするとともに、数値目標の裏付けとなる医療機関との医療措置協定の締結準備を進めた。

そのほか、情報プラットフォームの構築を進めることにより、デジタル化とデータ管理の一元化による保健所業務の効率化や県民・医療関係者に向けた情報発信機能の充実に取り組んだほか、クラスターが発生しやすい社会福祉施設等における基本的な感染症対策の底上げを図るため、施設職員の役割に応じた研修も実施した。

(2) 安全な生活の確保

ア 食の安全の確保

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(2012-2025)」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して監視指導を実施し、食品表示の適正化を推進した。

また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、食品製造業者への人材育成支援など、これまで行ってきたHACCPに沿った衛生管理の導入支援に加え、衛生管理の精度向上を図るため、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を行った。

イ 若者への薬物乱用防止対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

小・中・高校生を対象とした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習会では、対象者の理解度に合わせた複数のテキストを作成、活用しながら3年連続で全ての対象校で開催し、大麻等の薬物の危険性や有害性など、正しい知識の普及に努めた。

また、学生と連携して制作した啓発動画の発信やポスターによる相談窓口の周知等により、若者への直接的な働き掛けを充実させたほか、地域・職域における薬物乱用防止活動を実施した。

危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物の指定を行うとともに、店舗への立入調査や買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

(3) 災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

ア 災害時における医療体制の整備

令和5年8月に実施した県総合防災訓練本部運営訓練では、初めて、DMATと健康福祉班のリエゾンを賀茂危機管理庁舎に派遣し、賀茂保健所との情報の共有、伝達について訓練を行った。また、DMAT等の保健医療活動チームと行政機関との連携や、本県独自の体制である方面本部における保健医療活動チームの活動内容の確認など、災害時における医療救護体制のより一層の充実強化を図った。

イ 避難行動に配慮が必要な方への支援

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町に努力義務化された。また、市町の限られた体制の中で極力早期に個別避難計画を策定するため、市町が優先度が高いと判断した避難行動要支援者については、法改正から概ね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされた。引き続き、法改正対応の促進のため、市町の福祉担当部局・危機管理担当部局を集めて行う意見交換会において、法改正の考え方や促進する上での問題等についての情報共有を行った。

個別避難計画の実効性向上のため、要配慮者の状況をよく知る福祉専門職と、地域の防災を担う自主防災組織・自治会等の地域コミュニティとが連携して避難計画をまとめる「災害時ケアプラン」の策定については、県内の先進事例の横展開のための報告会を実施した。

近年、コロナ禍により中止となっていた防災訓練について、3年ぶりに市町参加により実施し、実施内容や課題等を共有するなどして市町の訓練実施の取組の促進を図った。また、健康福祉部独自の庁内訓練については、本部立上訓練を実施し、部内の危機管理機能の強化を図った。

ウ 災害対応

令和5年6月2日の台風第2号に伴う災害では、被災した市町に災害救助法が適用されており、県では内閣府との調整のほか、被災市町が実施する救助事務についての支援等を行った。

また、令和6年1月1日に最大震度7を観測した能登半島地震については、発災当日中に情報収集体制を確立するとともに、被災地からの要請に基づき、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする保健医療福祉活動チームやDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）県又は市町の保健師・管理栄養士等を現地に派遣し、関係団体と協力しながら、支援活動を実施した。

2 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県循環器病対策推進計画)
(静岡県感染症予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)	(ふじのくに食育推進計画)
(静岡県歯科保健計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)

(1) 医療を支える人材の確保・育成

ア 医師の確保・偏在解消

「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の取組により、全国で最大規模の医学修士研修資金を貸与しているほか、県内外10大学に68枠の地域枠（令和6年度入試。県外大学53枠は全国最多）を設定するなど、医師の確保に取り組んでいる。

医学修士研修資金制度については、令和5年度末までの利用者の累計が1,600人を超え、このうち、県内での勤務者が、令和6年4月1日現在で前年から32人増の703人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者に対して、県内勤務の意識醸成を図る目的で県内医療関係者との意見交換会を開催するほか、ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成や複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の作成などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、高齢医師等の活躍促進を目的として、県医師会と連携して県内での就業を希望する医師と県内各病院とをつなぐ「静岡県ドクターバンク」を運営したほか、浜松医科大学や県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、医師の確保とその定着のための施策を推進している。

なお、令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するため、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画に基づく総合的な取組を実施する病院への支援を行った。また、静岡労働局と連携して医師の労務管理に関する説明会を開催するなど取組を強化した。

医師の偏在解消については、医学修学研修資金利用医師の医師少数区域等への重点的な配置に努めた結果、医師少数区域等への配置は令和6年度において前年度から19人増の94人と、増加している。また、医師少数区域等への勤務を促進するため、医師少数区域に勤務する免許取得後3～7年目の医師を対象に研修に関する費用などを助成する医師偏在解消推進事業費助成などの取組も実施している。

イ 看護職員等の確保・資質向上

高齢化や疾病構造の変化に伴う訪問看護、高度専門医療に加え新興感染症への対応など、医療需要の増大や多様化により看護師不足が継続している中、県看護協会(ナースセンター)等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営や施設整備への支援による養给力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、看護師勤務環境改善施設整備への支援による離職防止、ナースセンターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の受講支援や修了者の活動普及を図る研修会の実施等による看護の質の向上、専任教員養成講習会による看護教育の内容の充実と質の向上に取り組んだ。

ウ (仮称)医科大学院大学の設置に関する検討

医師の確保や医療水準の向上に向けた対策として、医師にとって魅力のある教育・研究環境を提供する医科大学院大学の設置を検討するため、令和5年7月に第7回(仮称)医科大学院大学準備委員会を開催した。その後、文書調整等を経て、令和6年2月19日に準備委員会委員長から知事に「(仮称)医科大学院大学の設置に向けた基本構想」が提言された。

(2) 質の高い医療の持続的な提供

ア 地域医療構想の実現

圏域ごとの地域医療構想調整会議で議論を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療構想推進に係るデータ分析や、医療機関を対象とした地域医療構想に関する研修会の開催など、医療機能の分化と連携を推進する取組に対する支援を行った。

イ 救急医療体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため、2機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターの運営費を助成するなど、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

ウ 周産期医療と小児医療体制の整備

総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療機関のネットワークを構築し、正常からハイリスク分娩まで、母体・胎児及び新生児の一貫した医療が体系的に提供できる体制を整備し、安心・安全な妊娠・出産を確保している。また、重症度に応じて初期、第2次及び第3次の小児救急医療体制を整備し、小児に特有の疾患や症状の急激な変化などに対応している。

周産期母子医療センター、小児救命救急センター等の運営及び分娩取扱や医療提供に要する施設・設備整備等を支援した。

また、小児2次救急医療機関の医師の負担軽減を図るため、専門の指導医が遠隔で診療支援を行うモデル事業を実施した。

エ 在宅医療の提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025(令和7)年が間近に迫り、在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めるため、14の在宅医療圏を設定した。

また、在宅医療の取組を開始しようとする医師に対する支援や、看護師向けの技術向上等の研修を実施するなど、県医師会や訪問看護ステーション協議会等の関係団体と連携して、在宅医療を支える人材の確保・養成に取り組んだ。

オ ヘき地医療体制の確保

へき地医療拠点病院による医療提供体制の確保、地域の中核的な医療機関への搬送体制の整備、自治医科大学卒業医師を中心とした医師確保等を実施している。

へき地医療拠点病院が実施する巡回診療等の運営費の助成や医療設備を整備した医療機関への支援を実施したほか、中山間地域等における、医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を維持するため、オンライン健康医療相談を行うモデル事業を実施した。

また、令和5年8月、独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院を新たにへき地医療拠点病院に指定した。

カ 総合的ながん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、小児・AYA(Adolescent and

Young Adult：思春期及び若年成人）世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

キ 疾病に応じた適切な医療の提供

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、338 疾患の指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施するとともに、医療従事者を対象とした研修を開催して人材の育成を図った。

また、第1次静岡県循環器病対策推進計画（令和4年3月策定）に基づき、かかりつけ医等を対象とした研修会等を開催し、医療関係者の資質向上を図ったほか、心不全手帳を活用した医療連携の推進に取り組んだ。

（3）県立病院による高度専門医療の提供

ア 静岡県立静岡がんセンターによる高度がん専門医療の提供

診断技術においては、臨床検査、画像診断、内視鏡診断、病理診断などの連携による、がん診断部門の構築、治療部門においては、腹腔鏡やロボット手術など低侵襲手術の導入、最新鋭リニアック機器や陽子線による放射線治療、分子標的薬や免疫チェックポイント阻害剤による薬物治療、さらに治療法拡大の臨床試験、がんゲノム医療など、多職種共同により高度がん専門医療の提供を推進している。

現在、特定機能病院、都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院に指定され、本県がん医療の中核としての機能を担っている。

イ 静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

県立総合病院では、高精度の放射線治療や手術支援ロボットを活用した低侵襲手術の提供や、精神身体合併症病床の設置を行った。県立こころの医療センターでは、昨年度に引き続き県内全域から精神科救急患者を受け入れた。また、県立こども病院では、小児がん拠点病院として外科療法、化学療法及び放射線療法を組み合わせた集学的治療に取り組んだ。

（4）生涯を通じた健康づくり

ア ライフステージの特性に応じた健康づくり

第3次ふじのくに健康増進計画に基づき、健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、重症化予防対策、企業との連携、健康マイレージ事業を柱とする健康長寿プロジェクトの推進のほか、民間企業との協働により、しずおか健幸惣菜の普及に取り組んだ。

また、静岡県受動喫煙防止条例に基づき、飲食店における標識掲示を推進するなど、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に継続して取り組んだ。

イ 全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営

静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めるとともに、令和5年度は運営方針の改定を行い、国の方針に沿い、将来的に県内の保険料率の統一を目指し、市町とともに段階的に取組を進めることを定めた。

このほか、保険者努力支援制度等を活用して、国保ヘルスアップ支援事業の実施など、引き続き市町の保健事業等の支援を実施した。

ウ 次期健康増進計画等の策定

国の健康づくり指針である健康日本21（第3次）に合わせて、令和6年度から開始する次期健康増進計画を策定するため、ふじのくに健康増進計画推進協議会及び領域別部会等の

関係者による協議を行った。

同様に、次期食育推進計画及び次期歯科保健計画に関する協議を行い、第4次静岡県食育推進計画及び第3次静岡県歯科保健計画の策定を行った。

(5) 科学的知見に基づく健康施策の推進

静岡社会健康医学大学院大学に令和5年度から博士課程及び修士課程の専門コース（聴覚・言語コース）を新設するとともに、令和6年度から開始する修士課程の専門コース（遺伝カウンセラー養成コース）を設置するための準備を着実に進め、社会健康医学研究を担う人材の育成体制の強化を図った。また、健康寿命の延伸に向け、社会健康医学研究を大学に委託して実施した。

さらに、研究成果を元に、前年度、実施した野菜マシマシタスクフォースの取組を拡大し、企業や市町と連携し、8月31日（やさいの日）を中心とした店頭PRや講演会等の開催など、「野菜マシマシキャンペーン」の展開を図った。

このほか、本県の健康課題である、脳血管疾患、認知症、フレイルや、その背景にある生活習慣病などの原因究明、予防方法の開発、研究成果の社会実装による県民の健康づくりを目指す「静岡多目的コホート研究事業」を袋井市で実施した。

3 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

（静岡県長寿社会保健福祉計画） （静岡県地域福祉支援計画）

（静岡県保健医療計画）

(1) 地域包括ケアシステムの推進

ア 一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化

「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、市町の介護予防、生活支援等の取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議、圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図りながら、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」「認知症とともに暮らす地域づくり」「地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着」等を柱とした「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画」（令和6年度～8年度）を令和6年3月に策定した。

イ 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実を推進するとともに、住民による支え合い活動を促進するため、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた相談窓口の設置のほか、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手としての育成を図った。

また、高齢者等の身体・認知機能の低下を防止するため、地域の通いの場や運動プログラムなどの情報を発信する静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」等、ICT

を活用した健康づくりを推進した。

ウ 自立支援・介護予防の取組促進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。

エ 介護サービスの充実

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、受け入れ先となる認知症高齢者グループホームなどの整備を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染防止では、多床室の個室化や簡易陰圧装置の導入及び生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に72件助成したほか、感染が確認された際の消毒や衛生用品の購入、施設内療養に伴うかかり増し経費等に助成を行った。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施し、事前の予防対策を講じる等、施設の継続的な運営のための支援を行った。

オ かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局として、医療や介護の関係施設と情報共有等を行い、連携して患者を支える「地域連携薬局」などを認定する制度が令和3年8月に開始されたことから、県薬剤師会とともに、地域の医療機関とのモデル事業や在宅医療に関する研修等を通じて、特定の機能を有する薬局の増加を図るとともに、出前講座やパンフレット等を活用して認定制度について周知した。

(2) 認知症にやさしい地域づくり

ア 認知症の人とその家族への支援

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）、静岡県希望大使（認知症の本人）による普及啓発活動等を促進した。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターや認知症高齢者グループホームが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

イ 若年性認知症対策の推進

高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

(3) 介護・福祉人材の確保

ア 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、

求人求職間のマッチングを推進した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講して人材を育成する事業の実施により 108 人の直接雇用を実現するとともに、都合により離職した介護職経験者に向けた研修・マッチングによる復職支援により 104 人の復職を支援した。

また、外国人介護人材の確保を促進するため、本県と友好関係にあるモンゴル国からの特定技能（介護）や留学による外国人の受入を希望する介護事業所と外国人材とのマッチング支援に取り組んだ。

さらに、介護福祉士を目指す外国人留学生の学費等を支援する介護事業所に対して、費用の一部を助成した。

イ 介護現場の労働環境と処遇の改善

介護事業所への ICT 機器等の導入支援として、介護ロボット（見守り機器・入浴支援機器等）や ICT 機器を助成対象とし、県内の延べ 437 事業所が活用したほか、専門のコンサルタントの支援を受けながら、モデル事業所 5 箇所において、介護現場の業務改善に取り組むとともに、好事例の普及を行うなど、介護業務の効率化による職員の負担軽減と介護現場の生産性の向上を図った。

また、介護職員の働く環境の改善を促進するため、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」に基づき、新たに 13 事業所を認証し、計 420 事業所となった。

4 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

（静岡県障害者計画）

（静岡県障害福祉計画）

（静岡県障害児福祉計画）

（静岡県アルコール健康障害対策推進計画）

（静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画）

（１）障害に対する理解と相互交流の促進

ア ふじのくに障害者しあわせプランの推進

「第 5 次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「地域における自立を支える体制づくり」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」の 3 つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行った。

また、「第 6 期静岡県障害福祉計画」、「第 2 期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

イ 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。

また、障害のある人への「合理的配慮の提供」促進のため、民間事業者において合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえ、民間事業者の会議や研修会等に講師を派遣し説明会を実施するなど、制度の周知に取り組んだ。

ウ 情報保障の推進

「静岡県手話言語条例」に基づき、ろう者や手話通訳者などとの協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催したほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつができることを目指す「手話であいさつを」運動や県民向け手話講座への講師派遣等により、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚に障害のある人に手話通訳者が同行できない場合でも手話通訳することができるよう、スマートフォン等の端末を使って意思疎通を行う「遠隔手話通訳システム」を運用している。

(2) 地域における自立を支える体制づくり

ア 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を支援するため、「障害者働く幸せ創出センター」における企業と事業所の仲介や、ふじのくに福産品（授産製品の愛称）の継続的な購入を県民に呼び掛ける「一人一品運動」の普及のほか、外部専門家の指導・助言による新商品開発支援やブランド認定、農業への参入を促す農福連携への支援などを行った。

また、令和5年度から新たに、企業等からの購入・発注を後押しするための取組として、年間30万円以上の福産品購入企業等を県が認定する「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」を創設し、24の企業・団体を認定した。

(3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援

ア 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）に対する支援の充実

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）が地域で安心した生活を送るため、医療的ケア児等支援センターを設置し当事者等からの相談体制を整備するとともに、看護、介護従事者向けの研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、専門人材を養成した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、短期入所における療育機能を強化するため、普段利用している通所事業所の保育士等を受け入れる医療機関を支援する体制を整備している。

イ 発達障害のある人に対する支援の充実

発達障害のある人の福祉向上を図るため、福祉施設職員や支援者の支援力向上研修や、小児科医等のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施した。

また、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2か所体制とし、専門的な支援経験が豊富な民間法人に運営を委託して、より身近な場所で専門的な支援を提供するとともに、発達障害者支援コーディネーターを県内に6人配置し、地域の支援体制の整備を支援した。

ウ 精神障害のある人に対する支援の充実

高次脳機能障害、摂食障害、てんかん、アルコール及びギャンブル等依存症など、多様な精神疾患に応じた相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組むとともに、ゲーム障害・ネット依存への対策として、基本的理解を深めるためのワークショップや依存者及び

家族を対象とした回復支援プログラムを実施したほか、依存症に関する正しい知識の普及啓発のため県民向けフォーラムを開催した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、障害のある当事者がその経験を活かしながら他の障害のある人の支援を行うピアサポーターを養成するための研修を実施した。

5 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり

(静岡県人権施策推進計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(いのち支える"ふじのくに"自殺総合対策行動計画)

(静岡県動物愛護管理推進計画)

(1) 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり

ア 様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、人権啓発指導者養成講座を開催したほか、企業向けのセミナーや、広く県民向けの講演会の開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の更なる高揚を図った。

また、市町が行う隣保館運営等の地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を支援し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対する助成を行うなど、県民福祉の向上に努めた。

イ あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画(第3次改定版)」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・DVDの貸出し等を通して、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだ。

また、人権週間を中心としたテレビスポットCMや県内鉄道駅や学校等における啓発ポスターの掲出、インターネットやSNSを活用した広報などの各種啓発活動とともに、市町への啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

(2) 地域における相談支援体制の充実

ア 包括的相談支援体制の充実

「第4期静岡県地域福祉支援計画」(令和3年度～8年度)に基づき、高齢・障害・子ども等の分野別計画と連携しながら、地域福祉活動の推進を図るとともに、計画期間の中間を迎えたことから、計画の骨格である基本理念や施策の方向は維持しつつ、計画策定後の状況変化や関連計画の改定に伴い、新たな対応が求められる事項の見直しを令和6年3月に行った。

また、高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的支援体制を構築する市町を支援するため、必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や研修会を開催するとともに、官民が連携・協働し、様々な生活課題に対応していくため、「ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム」を設置した。

イ 成年後見制度の利用促進

法人後見の育成及び支援体制を構築するため、令和4年度から継続して家庭裁判所下田支部との意見交換や賀茂地区の社会福祉法人等との打ち合わせを実施しており、令和5年度においては、受任に向け1法人と調整を行った。

ウ 民生委員・児童委員活動の推進

地域福祉の推進において、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員等の資質向上を図るため、研修を実施した。また、民生委員・児童委員の負担軽減等を目的に導入した民生委員・児童委員協力員制度の活用促進を図ったほか、担い手確保対策として民生委員・児童委員活動の広報動画を作成した。

(3) 自立に向けた生活の支援

ア 生活困窮者への相談支援の充実と就労支援の推進

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関において相談を受け付け、その後の適切な支援につなぐ自立相談支援事業、複数の課題を抱えた生活困窮者等の相談に応じる「多職種ネットワークづくり」への支援、WEBによる相談受付や、支援方法等に悩む支援員を支えるためのヘルプデスクの設置、医療・法律・福祉などの専門職による相談会等を実施し、生活困窮者及び支援者の相談に対応した。

また、就労困難な人に対して職場見学や就労体験を実施する企業を開拓し、マッチングや定着支援を行う生活困窮者就労縁結び事業を新たに実施するとともに、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して実施した。

さらに、低所得者世帯、障害者世帯等に貸し付ける生活福祉資金の貸付事務や償還指導を通じた借受世帯に対する自立支援を行う（福）静岡県社会福祉協議会に対し助成を行った。

イ ひきこもり状態にある人への支援の充実

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や対応方法等に関する講演会を開催し、普及啓発を図った。

また、自宅以外で安心して過ごし人との交流を図る居場所を県内5か所に設置して、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行ったほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもり当事者が増加しているため、中高年向けの居場所を設置した。

さらに、身近な相談窓口となる市町の相談支援体制の整備を促進するため、専門的見地から助言を行うアドバイザーを15市町に派遣し、基本的な知識の習得や対応力の向上を図った。

(4) 自殺対策の推進

令和5年3月に策定した「第3次のち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、ゲートキーパーの養成や検索連動型広告を活用した相談窓口の周知等を実施したほか、自殺対策を実施する市町に対して助成した。

また、40歳未満の若年層を対象とした24時間365日の若者こころの悩み相談窓口や年間を通じたLINE相談、こころのセルフケアワークショップを実施することにより若年層対策の充実を図った。

さらに、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体

制の充実を図った。

(5) 戦没者遺族等に対する援護施策の推進

戦没者及び戦災死者遺族のため、明治維新から太平洋戦争までの間に、国のために命を捧げた者及び戦禍により犠牲となった者に対し、追悼式を開催した。

また、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人、軍属及び準軍属を対象とする年金等の請求書の受付、厚生労働省への進達等の事務を行うとともに、戦没者等・戦傷病者等の妻に対する特別給付金、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書の審査、裁定等を行った。

(6) 豊かな暮らし空間の実現

ア 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」に基づき、人と動物の共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探し等、飼い主責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分0(ゼロ)に向けた環境づくりを推進した。

また、動物管理指導センターについては、施設の老朽化及び今後の動物愛護施策の展開において機能面に課題を抱えていることから、令和5年度に(仮称)静岡県動物愛護センター基本計画を策定し、令和7年度中の開所を目指し整備を進めている。

6 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり

(静岡県子ども・子育て支援事業支援計画)(静岡県次世代育成支援対策行動計画)

(1) 結婚から新生活へのライフプランの支援

少子化の主な要因の一つと考えられる未婚化・晩婚化への対応として、結婚を希望する県民を支援するため、県と全市町が連携して、「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営し、最適な出会いの機会を提供した。また、「若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業」により、次代を担う若者が結婚や子育て、仕事等を含む将来のライフプランを前向きに描くことができるよう支援した。

(2) 社会全体で子育てを支援する体制の充実

「ふじのくに新・少子化突破展開事業」により市町独自の少子化対策を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用して「仕事と家庭の両立支援事業」を実施するなど、仕事と子育ての両立を図る環境整備を推進した。

また、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、地域の実情に応じた先駆的、特徴的な子育て支援の取組を行っている団体等を「ふじさんっこ応援大賞」として表彰し、子育て支援団体との連携により、子どもや子育て世代との交流・体験事業を実施するなど、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(3) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所1施設及び認定こども園6施設の整備を支援した。

また、保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、しずおか保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を

実施した。

さらに、保育士等の定着促進を図るため、保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施するとともに、専門家が保育施設を巡回し、業務量や仕事の流れを見ながら、ICT機器や保育支援者の導入といった助言を行い、施設に応じた業務効率化を支援した。

令和4年9月に、牧之原市内の認定こども園で発生した送迎用バス内での園児置き去り死亡事故を受け、熱中症の危険性が高まる夏期において、車両送迎の安全管理の徹底に関する注意喚起を図るとともに、ヒヤリハット事例を収集し、事例集として取りまとめて、施設に情報共有するなど、安全管理意識の啓発を行った。

(4) 子どもや母親の健康の保持・増進

産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各市町が実施する母子保健事業を推進するため市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。

また、不妊・不育で悩む方への専門的な相談の対応や治療費に対する支援及び子どもの病気や障害の早期発見・早期治療のための各種相談支援事業を実施するとともに、先天性代謝異常・新生児聴覚スクリーニングの検査等を行った。

さらに、こども医療費助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

7 すべての子どもが大切にされる社会づくり

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県ひとり親家庭自立促進計画) (静岡県子どもの貧困対策計画)

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、県の児童相談所の児童福祉司を5人、児童心理司を1人増員するとともに、県内5児童相談所に併任警察官を各1人、計5人を令和4年度から引き続き配置し、児童相談所の体制強化を図った。

児童虐待防止については、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」の期間中に児童虐待防止に関する講演会の開催、街頭パレード、県内の公共施設等10か所をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」、啓発ポスターの掲示、リーフレットや児童虐待防止啓発品の配布等の広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

ヤングケアラーへの支援については、相談窓口の設置、早期にヤングケアラーを発見する人材を育成するための研修の実施、個別支援を行う市町に対する助言を行うアドバイザーの派遣、当事者間の交流を促進するためピアサポート活動への支援等を実施した。

(2) 子どもの貧困対策の充実

すべての子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や寄附金を活用した団体等への助成に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部に居住する子どものいる生活困窮世帯等に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。

また、生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を実施し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や将来の自立につながる社会体験の機会を充実させた。

さらに、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親サポートセンターによる生活相談や就業支援を実施したほか、LINEを活用したプッシュ型の情報発信やチャット相談を実施した。

また、物価高騰により、就業や生活の面で深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給を始めとした経済的支援に取り組んだ。

令和5年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県内経済の早期の再生と強靱な産業構造の構築に向け、静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」後期アクションプランに基づき、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素化への対応、人口減少や少子高齢化を踏まえた労働力の確保・人材育成、産業の育成・強化、農林水産業の競争力強化などに取り組んだほか、長期化する物価高騰の影響を受ける事業者に対する支援を実施した。

【施策目標】命を守る安全な地域づくり

デジタル社会の形成

環境と経済が両立した社会の形成

“才徳兼備”の人づくり

誰もが活躍できる社会の実現

富をつくる産業の展開

多彩なライフスタイルの提案

“ふじのくに”の魅力の向上と発信

世界の人々との交流の拡大

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 命を守る安全な地域づくり

ア 防疫対策の強化

豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど、近年、国内で発生している家畜伝染病の農場における発生とまん延防止のため、関係機関と連携した防疫体制の整備や飼養豚へのワクチン接種等を推進した。引き続き防疫対策を継続し、県内農場での発生防止を図る。

イ 防災・減災対策の強化

近年多発する集中豪雨や降雨量の増加等による農地・山地での災害発生及び被害拡大を防止するため、農村地域の防災・減災対策や治山・治水対策等を推進した。農地災害対策については、早急に整備を要する防災重点農業用ため池のうち233箇所地震・豪雨・劣化対策工事等に着手した。治山対策については、山地災害危険地区の整備地区数が4,138地区と目標を上回った。今後も、危険度の高さなどを基に優先順位を付けて、着実に事業を推進していく。

また、熱海市で発生した土石流による災害を教訓に、森林内の違法な盛土に対し、安全性把握調査や盛土の流出防止対策を実施した。今後も、違法案件の解決に取り組むとともに、無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度の適切な運用を図り、森林の適正な利用を推進していく。

(2) デジタル社会の形成

ア 地域社会のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

AI、IoT等を活用した生産性向上や事業成長を推進する高度なスキルを持った企業人材を確保・育成するため、イノベーション拠点「SHIP」を核として、デジタル技術に関する講義・演習や、小中高校生を対象としたプログラミングコンテストなどの取組を実施した。

新型コロナウイルス感染症を契機に、中小企業のデジタル化の遅れが顕在化する中、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」に基づき、トップレベル人材から次世代人材に至るまで、各階層に応じた取組を一層強化していく。

また、ものづくり現場のデジタル化等の技術革新に対応するため、県立工科短期大学校等において、成長産業分野やデジタル化に対応した職業訓練を実施した。デジタル化等の進展に対応していくためには、更なる人材育成が必要であり、関連分野の職業訓練の拡充を図っていく。

(3) 環境と経済が両立した社会の形成

ア 脱炭素社会の構築

サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化やエネルギーの多様化を推進するため、市町や事業者が行う再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、産業分野におけるカーボンクレジット制度の普及・活用を促進した。再生可能エネルギーを効率的に導入するためにはメガソーラーなどの大型施設が有効であるが、地域住民の生活に及ぼす影響が大きいことから、自然環境に過大な負荷を与えることのない工場等への導入を促進するため、太陽光発電装置や蓄電池を設置する中小企業等を支援していく。また、カーボンクレジットに対する需要が高まる一方で、取得方法等の認知不足、高額な審査費用が足かせとなり、クレジットの創出・供給が不足していることから、クレジット制度への登録に必要な審査費用を助成し企業の経費負担の軽減を図るとともに、クレジット創出や活用の事例を収集し情報発信することで、県内でのクレジットの流通を促進していく。

吸収源対策として、森林の多面的機能の維持・増進に向けた間伐等の森林整備を促進した。この結果、森の力再生事業や造林事業などにより森林整備が実施されたが、「森林の二酸化炭素吸収量を確保する間伐面積」は目標には至らない見込みである。引き続き、間伐等の森林整備を促進するとともに、未利用木材を木質バイオマスとして活用する取組を支援し、この手法を県内全域へ水平展開することにより、二酸化炭素の排出削減を図っていく。

イ 循環型社会の構築

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済モデルから、資源循環と経済成長を同

時に達成する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を図るため、本県が全国に先駆けて取り組んでいる植物由来で環境負荷が低い新素材C N Fを切り口に、自動車部材等における循環経済のビジネスモデルの先行事例の創出に取り組んだ。今後は、県内フィールドでの実証を通じて、様々な産業分野でのビジネスモデル普及等を図っていく。

ウ 「命の水」と自然環境の保全

環境と経済が両立する地域の実現を図るため、環境保全型農業の推進、基幹的な農業水利施設の機能保全対策、荒廃森林の再生整備、水産資源の適正管理などに取り組んだ。この結果、令和5年度は、活動指標である「水産資源の維持・増大に向けた漁業者等の自主的取組件数」が48件となり、目標を達成した。引き続き、資源の維持・増大に向けた取組への支援を継続していく。

(4) “才徳兼備”の人づくり

ア 次代を担うグローバル人材の育成

農林業経営・生産のプロフェッショナルを養成するため、農林環境専門職大学において、豊かな創造力と高度な実践力を身に付けるための教育を展開した。令和5年度は4年制大学の卒業生22人及び短期大学部の卒業生86人のうち、農林業関連へ就業した卒業生はそれぞれ19人と69人であった。今後も、教育情報システムの更改など学習環境や生活環境の充実を図り、魅力ある大学づくりを推進していく。

(5) 誰もが活躍できる社会の実現

ア 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

多様な人材が活躍できる環境整備と働き方改革を推進するため、県内出身者の県内企業への就職支援やU Iターン就職の促進、多様な働き方の導入支援、女性、高齢者、障害のある人、外国人等の多様な人材の活躍促進などに取り組んだ。

少子高齢化の進行に伴い、我が国の生産年齢人口は今後さらに減少していくと予測されており、本県経済の持続的発展を図っていく上で、産業人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き、多様な人材が活躍できる環境の整備を促進し、産業人材の確保につなげていく。

(6) 富をつくる産業の展開

ア D Xによる産業構造の改革

デジタル化の流れが加速する中、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、D Xによる産業構造の転換を図るため、I o T技術の普及・啓発、相談支援、人材育成により、製造現場等へのI o Tの実装や活用を推進したほか、イノベーション創出の牽引役となるスタートアップを効果的・戦略的に支援するため、「静岡県スタートアップ支援戦略」を策定した。

今後は、「静岡県スタートアップ支援戦略」に基づき、県内で新たなスタートアップを創出・育成するとともに、県外からスタートアップを呼び込むための取組を展開していくほか、県と市町からなる「I C T企業誘致タスクフォース」により、首都圏I C T企業の誘致等を推進していく。

I o T技術については、静岡県I o T導入推進コンソーシアムとI o T推進ラボが連携したI o T大学連携講座を継続するほか、I o T導入診断アドバイザーの現場支援及びI o Tサポートカンパニーとのマッチング支援を進めていく。

中小企業のロボット導入については、導入前の費用対効果分析等に対する支援制度の利活用促進を強化していくほか、新たに一次産業や物流業を対象に、I o T活用促進とロボット導入促進を展開する。

また、県外からの新たな企業の誘致や県内に拠点を有する企業の定着促進を図るため、首都圏・関西圏等の有望企業への投資働きかけや、県内企業への継続的な訪問による投資相談への対応、支援策の周知等に取り組んだ。この結果、令和5年の本県への製造業等の立地件数は47件で全国第3位となり、24年連続で全国5位以内を維持している。引き続き、県内への立地を促進するため、市町等と連携して首都圏及び関西圏の有望企業への投資の働きかけや県内立地済み企業に対する継続的な訪問など、企業の誘致定着活動を推進していく。

農林水産業においては、生産性向上に向けた設備導入の支援や研修会の開催等を通じ、生産現場等におけるデジタル技術の活用を推進した。今後も、県東部地域におけるデジタル林業戦略拠点の取組成果を全県に普及するとともに水産業デジタル技術実装促進事業により、漁業者主体のデジタル化推進体制の整備や漁獲情報の即時共有システムの構築を進めるなど、デジタル技術の活用を推進していく。

イ 地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の長期化により深刻な打撃を受けた地域経済の再生を図るため、山梨県との連携による「パイ・ふじのくに」や、長野県、新潟県を加えた4県による「パイ・山(やま)の洲(くに)」の取組により、物産展や域内の農林水産品を対象とした直売会を開催するとともに、地場量販店等と連携した静岡フェアや商談会を実施した。この結果、「県産農林水産品の山の洲3県への流通金額」は着実に推移した一方で、「山の洲でのフェア等販売額」は目標達成には至らなかった。これまでの行政主体の取組実績・ノウハウを活かし、今後は民間主体のフェアや物産展等を発掘、活発化させることで、新たな需要喚起につなげていく。

また、ファルマ、フーズ・ヘルスケア、マリンバイオなど、県が取り組む先端産業創出プロジェクトの取組等を通じ、成長が期待される産業分野への地域企業の参入・事業化を促進した。この結果、先端産業創出プロジェクト等による事業化件数は123件となった。今後も各プロジェクトにおいて、中核支援機関を中心に、地域企業による研究開発や開発を担う人材の育成、製品の販路拡大などを支援し、これらの分野への新規参入と成長を促進していく。

ウ リーディングセクターによる経済の牽引

本県経済を強力に牽引するリーディングセクターの発展を促進するため、次世代エアモビリティを含む航空機産業における中小企業等の取組の支援や、世界的に加速する電気自動車(EV)化やデジタル化など、自動車産業の構造変化への対応等に取り組んだ。この結果、リーディングセクターにおける県支援による事業化件数は14件となった。今後は、セミナーによる啓発から、研究開発・事業化への助成、人材育成、販路開拓まで

地域企業の製品化の取組を一貫して支援し、製品開発力を底上げすることで、更なる発展につなげていく。

また、伊豆半島の温泉を核とし、自然、歴史、文化、食及びスポーツなどの地域資源と組み合わせた新たなヘルスケアサービスの創出を図る「ICOIプロジェクト」を展開した。今後は、温泉を利用した地域独自の取組に対する支援や、事業者間のネットワーク構築を図るフォーラムの開催、伊豆地域の産業振興を担う人材育成などを通じて、新たな産業の創出を支援していく。

エ 富を支える地域産業の振興

コロナ禍や物価高騰等の影響を受けた企業に対して、県制度融資による資金繰り支援を実施した。令和2年度に利用された県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」（いわゆる「ゼロゼロ融資」）の返済が本格化し、借換等に利用可能な経営安定資金の利用が1,157億円余と前年度と比べ2倍以上となる大幅増加となった。人手不足や賃上げへの対応等、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、今後も企業の資金繰り支援に注力していく。

創業から事業拡大、事業承継など中小企業のライフステージに応じた資金調達支援に加え、次世代産業への参入や新たな事業展開への円滑な資金調達を支援した。経営環境の変化に伴って多様化する企業の諸課題の解決につながるように、今後も、中小企業が利用しやすい制度への改善、制度の周知を行い、県制度融資の利用を促進していく。

また、経営者の高齢化などによる後継者不足に対応した事業承継の支援や、地場産業の振興、デザインを活用した製品づくり等を推進した。

本県の地場製品の認知度向上や販路拡大を図るため、首都圏等での展示販売会への支援を行うとともに、本県の主要な地場産業である家具産業の振興に向け、「静岡の家具」振興方針を策定した。また、中小企業等によるデザインの優れた製品を顕彰する「グッドデザインしずおか」の専用Webサイトを新設し成功事例を紹介するなど、デザインを活用した製品づくり等を推進した。

産業成長戦略の策定については、投資と賃金を中心とした「潮目の変化」を持続的な成長に繋げていくため、「産業成長戦略2024」において、産業人材の確保・育成・リスクリング、活力ある多様な企業の集積、GXの推進を重点テーマとして位置付けるとともに、持続可能な地域経済の実現に向け、事業者が目指す成長の方向に沿って、類型毎に施策を整理した。

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして付加価値を創出し、高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者に対し、専門家を派遣して地域経済牽引事業計画の作成や実行を支援した。令和5年度の「地域経済牽引事業計画の承認件数」は13件と目標達成に向けて順調に推移している。引き続き、関係機関と連携した企業訪問や専門家による計画の策定・実行支援を実施すること等により、承認企業の計画実施を後押ししていく。

オ 農林水産業の競争力の強化

ふじのくにマーケティング戦略に基づき、首都圏でのアンテナコーナーの運営や県産品の販売促進活動、ニーズに対応した供給力拡大に取り組んだ。また、「パイ・シズオカオンラインカタログ」を活用した県内生産者と量販店等との商談会を実施し、新たな販

路開拓に取り組んだ。この結果、オンラインカタログ出店数は年々増加しているものの、更なる販路拡大に結びつけていくために商談機会の創出や商談力向上への支援、コーディネートによる商談サポート等により、販路開拓を支援していく。

「頂(いただき)」(しずおか食セレクション)を活用した首都圏スーパーでのフェアの開催や、コンビニ等の企業と連携した新商品開発に取り組んだ結果、「しずおか食セレクション販売額」は着実に増加している。更なる販売額増加のために、年間を通じ、県産品のブランド力向上に取り組んでいく。

農業については、A O Iプロジェクトにおいて、先端技術を活用した研究開発と農業関連産業のビジネス展開を促進した。この結果、機能性の高い農産物など、令和5年度は新たに7件の事業化成果が創出された。引き続き、生産性・収益性の両立に資する研究開発や事業化成果等の創出に取り組むとともに、関係機関と連携して生産現場への普及・展開を図り、県内農業のスマート化を推進する。C h a O Iプロジェクトでは、本県茶業の再生に向けて、輸出力を強化する有機茶の生産拡大などを重点的に行うとともに、茶業研究センターの再整備を進めた。引き続き、需要構造の変化に対応した茶産地の構造改革の取組を一層推進するとともに、民間主導による静岡茶の新たな価値や需要の創出に向けた取組を促進していく。農業生産における環境負荷の低減に向けては、生産から消費まで一体となった推進体制の構築や、化学肥料・農薬低減技術の普及を図った。畜産物の競争力強化に向け、「静岡県食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画」に基づき、食肉センターの再編整備として本体施設の実施設計や受水槽工事等を実施した。引き続き、食肉センターの再編整備を進めていく。

林業については、デジタル技術等を活用した林業イノベーションの推進による木材生産の効率化、県産材の供給力強化を図るための路網整備、森林技術者の育成や林業への新規就業者の確保、県産材製品の利用拡大に向けた住宅・非住宅建築物の木造・木質化等を促進した。令和5年の木材生産量は、住宅需要の減退に伴う製材・合板工場の減産、林業経営体の生産調整等が影響し、前年実績を維持したものの目標には至らなかった。製材、合板、木材チップ等の各用途の需要に対応できる生産基盤の整備を支援するとともに、県産材製品の利用を拡大していく。

水産業については、漁業者等の新たなアイデアの実現を支援する水産イノベーションの取組を推進し、漁業者や水産加工業者の所得・利益の向上につながる取組を支援したほか、水産資源を保護・回復するための調査研究や取組を行った。この結果、令和5年度は水産イノベーション対策支援推進事業において、172件の取組を支援した。引き続き、「海業」推進事業費助成(イノベーション創出)や地域漁業活性化プラン実施計画策定事業(専門家派遣)等の活用を通じて、新商品開発やウェブでの広報活動など、漁協や漁業者が行う新たな取り組みを支援するとともに、一般社団法人マリンオープンイノベーション機構等との共同研究並びに調査船駿河丸の活用による調査研究を充実させていく。

また、燃油や飼料、肥料、生産資材等の価格高騰の影響を受ける農業者や漁業者等に対して購入費用増額分の一部を支援し、負担軽減を図った。この結果、令和5年度は補助金事業で154件、支援金事業で2,164件の支援を行った。

(7) 多彩なライフスタイルの提案

ア 魅力的な生活空間の創出

「食の都しずおか」を推進するため、牽引役となる人材の育成や、県産食材の情報発信に取り組んだ。また、食や食文化に触れる「ガストロノミーリズム」推進のため、次世代人材の育成や食のSDGs推進、食の多様化支援を実施した。この結果、「食の都」づくりに関する表彰数は目標を達成したものの、「バイ・シズオカ等の取組に参加した県民の割合」は、目標達成には至らなかった。今後は県民が気軽に参加できる機会を提供するとともに、食や食文化情報の発信を強化し、県民の関心や理解を深めていく。

また、花の生産振興や消費拡大、魅力発信を図るとともに、学校等における花育活動等を推進したほか、浜名湖花博20周年記念事業の開催準備に取り組んだ。この結果、花育活動受講者数は、目標値を大幅に上回った。花き県内流通額は112億円と増加し、引き続き、花緑を楽しむ人の裾野を広げるため、学校での花育活動や地域の園芸講座への講師派遣を推進する。

イ 新しい働き方の実践

多くの企業において、従来型の働き方を見直し、人材不足や価値観の多様化などに対応した新しい働き方の実践が求められていることから、テレワークや短時間正社員、副業・兼業など、ニーズに合った多様な働き方を選択できる環境の整備を推進した。

テレワークについては、大手企業に比べ中小企業において導入が進んでいないことから、導入を検討している企業に対する支援の充実を図るとともに、導入に向けて具体的な行動を起こすに至らない企業等に対する働きかけを強化するなど、県内中小企業への導入を推進していく。

ウ 人の流れの呼び込み

県外からの移住・定住を促進し、関係人口・交流人口を増加させるとともに、人の流れを本県に積極的に呼び込むため、本県の魅力的な情報発信や、県外に在住する若い社会人等のUIターン就職の促進などに取り組んだ。

東京への人口集中の流れが強まってきていることから、移住希望者と県内企業とのマッチング強化や新たな視点での県内企業の魅力発信などにより、若い社会人等のUIターン就職を促進していく。

(8) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア 美しい景観の創造と自然との共生

恵み豊かで魅力あふれる自然や森林を未来に継承するとともに、カーボンニュートラルに貢献する森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全に取り組んだ。この結果、森の力再生事業や造林事業などにより森林整備が実施されたが、「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」は目標には至らない見込みである。引き続き、間伐等の森林整備と、低コスト主伐・再造林一貫作業システムの普及やエリートツリー種子の生産による主伐・再造林の一層の促進を図るとともに、森林・林業イノベーションの推進により、先端技術の実装等を図っていく。

(9) 世界の人々との交流の拡大

ア 地域外交の深化と通商の実践

本県の農林水産業や製造業の持続的成長に向け、アジアをはじめとした海外市場の取り込みや、相手先国の市場環境や消費行動に対応した新たな海外販路拡大手法の実践、輸出先国のニーズに対応した産地づくりの支援など、県産品の輸出拡大に向けた施策を展開した。この結果、輸出事業計画の認定数は着実に増加している。マーケットインによる「グローバル産地づくり」の更なる推進のため、輸出先国の市場ニーズや輸入規制に対応できる輸出産地づくりや施設整備に取り組む生産者等を継続して支援していく。

また、県内中小企業の海外展開を促進するため、サポートデスクの設置や海外派遣人材の育成、海外からの経済関係者の受け入れ等に取り組んだ。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の収束や円安を踏まえた輸出拡大等の影響もあり、前年よりも海外展開支援事業の利用件数が伸びている。県内企業が進出段階に応じた適切な支援が受けられるよう、海外展開支援関係機関等と緊密に連携し、オンライン等を活用した相談対応に取り組み、引き続き企業の海外展開を支援していく。

令和5年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野について重点的に取り組んだ。また、各分野を横断する共通の施策として「県民との共創（オープンイノベーション）」、「県土との共生（カーボンニュートラル）」を位置付けるとともに、施策を効率的・効果的に行うための重要な取組として「担い手確保・育成」、「多様な主体との連携・協働」を定め、取組を実施した。

- (1) <安全・安心> “強さとしなやかさ”を備える県土づくり
- (2) <活力・交流> “地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり
- (3) <環境・景観> “ゆとりある暮らし”を支える県土づくり
- (4) <分野共通> 県民との共創（オープンイノベーション）
- (5) <分野共通> 県土との共生（カーボンニュートラル）
- (6) <重要取組> 担い手確保・育成
- (7) <重要取組> 多様な主体との連携・協働

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) <安全・安心> “強さとしなやかさ”を備える県土づくり

【地震・津波災害対策】

- ・大規模地震時に人命を守り、また、広域支援を円滑に受けられるよう、重要路線等にある橋梁の耐震対策、緊急輸送路の法面補強や無電柱化などの防災・減災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・減災対策を着実に推進していく。

- ・地域の文化・歴史や景観等との調和が図られるよう、住民や市町との協働により実施する津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川及び海岸における津波による被害を軽減するため、「静岡県地

震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき、水門の建設、堤防の高上げ、護岸等の津波対策施設の整備を推進した。

「静岡モデル防潮堤」の整備については、中東遠地域や志太榛原地域の市町と連携して整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、36地区において津波対策の方針が取りまとまった。

津波に対する警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定する津波災害警戒区域は、指定対象の県内沿岸 21 市町のうち、14 市町で指定が完了した。

今後も引き続き、津波対策施設や静岡モデル防潮堤の整備、伊豆半島沿岸における津波対策の方針の早期決定、津波災害警戒区域の指定に取り組み、津波対策「静岡方式」を着実に推進していく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫への備えとして、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・活用を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・土砂災害の被害軽減を図るため、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の避難支援対策の充実を図った。また、土砂災害警戒区域については、既指定区域における対策施設の整備箇所や地形改変箇所を対象に区域の見直しを実施した。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

- ・通学児童・生徒の安全を守るため、学校関係者や警察等の関係機関と連携した合同点検を実施し、歩道整備や防護柵の設置等、安全で快適な歩行空間の創出に取り組んだ。また、自転車の安全な利用環境を創出するため、静岡県自転車活用推進計画に基づき自転車走行環境の整備に取り組んだ。

引き続き、県民の安全を確保するため、道路の交通安全対策を着実に推進していく。

【産業や暮らしを支えるインフラの強化】

- ・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など26工種について「中長期管理計画」を策定し、予防保全管理に取り組んでおり、各施設の計画的な点検・補修・更新を行う長寿命化の取組を推進した。また、これまでの取組に加え、社会情勢等の変化を踏まえ、新たに「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定した。

今後も引き続き、「中長期管理計画」に基づく適正な予防保全管理などにより、社会インフラの最適な維持管理・更新を行っていく。

(2) <活力・交流> “地域の稼ぐ力”や“地域価値”を高める県土づくり

【広域的な道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、本県の東西軸である新東名高速道路（新御殿場ICより東側区間）や、南北軸となる三遠南信自動車道や伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

【地域特性を生かしたスポーツによる地域と経済の活性化】

- ・富士山1周サイクリングルートでは、官民連携協議会を立ち上げ、ナショナルサイクルルート指定に向けた環境整備に取り組むなど、サイ

クルスポーツの聖地の実現に向けた取組を推進した。

引き続き、サイクルツーリズムによる地域活性化に向け、自転車の利用環境の向上に努めていく。

【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県の経済・産業を支える物流機能の強化を図り、将来にわたり、その機能を発揮できるよう、防波堤や岸壁などの改良や、港湾施設の老朽化対策を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者のニーズに応じた港湾機能の拡充及び保全を推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航ROR船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

クルーズ船誘致に向けた活動については、船社への訪問・招聘等によるポートセールスを実施した。また、県内6港湾の客船誘致組織と県で構成する「ふじのくにクルーズ船誘致組織連絡会」において、事務レベルの向上による持続可能な誘致組織の形成等、実効性のある取組の推進を図った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県ROR船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを展開していく。また、クルーズ船に関しても、本県港湾への更なる寄港誘致に向け、船社等へのセールスコールや、各港の誘致組織と連携した受入態勢の強化を進めていく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・水産業における生産流通の効率化や水産物供給体制の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良や、漁港施設の長寿命化対策などを推進した。

今後も、水産物の供給体制を強化するため、関係機関と連携し、計画的に整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業

などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・バス交通の維持・確保や地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の経営計画の推進等を支援した。また、持続可能な社会を支える利便性の高い公共交通サービスを提供するため、「“ふじのくに”地域公共交通計画」を策定した。

今後も、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。また、移動手段の確保が難しい交通空白地の解消に向けた取組を展開していく。

- ・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・遠州灘海浜公園（篠原地区）については、野球場を核とする西部地域におけるスポーツの拠点整備を目指し、公園基本計画（素案）を策定した。

県内7か所の県営都市公園において、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。

県営都市公園で経年劣化により公園施設の修繕対象が増加しており、点検状況を反映し策定した「中期維持保全計画」等を基に計画的な修繕工事に取り組み、利用者の安全確保と多様な催事に活用できる環境維持を行った。

今後も、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、周辺地域の住民や関係者に新幹線新駅の必要性等を理解していただく取組等を進めた。

今後も、新幹線新駅設置に対する機運の維持・向上のため、周辺地域の住民や関係者との意見交換の継続的な実施に加え、県全域に向けて新幹線新駅の効果を広報していく。

(3) < 環境・景観 > “ ゆとりある暮らし ” を支える県土づくり

【 3 R の推進 】

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、建設発生木材及び建設発生土の再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

【 安全・快適な道路環境の確保 】

- ・目的地への円滑な誘導や沿道空間の魅力向上を図るため、わかりやすく、かつ景観に配慮した道路案内標識や著名地点誘導標識などを整備したほか、主要観光地での道路案内標識の多言語化に取り組んだ。

引き続き、誰もが利用しやすい道路環境整備を推進していく。

- ・電線管理者や市町と連携を図り、景観形成上重要な道路における無電柱化を推進し、良好な道路景観を形成した。

引き続き、道路の無電柱化の推進により、良好な道路景観を形成していく。

- ・道路占用許可基準を緩和し、飲食施設や購買施設等の占用物件を設置しやすくする「歩行者利便増進道路」の指定を進め、道路を活用した地域の賑わい創出に取り組んだ。

引き続き、魅力ある道路空間の創出に努めていく。

【 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成 】

- ・河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、令和2年度より新規計画「佐鳴湖水環境向上行動計画（第2期）」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善

の取組の定着を図るとともに、次世代を担う人材育成を行い、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

- ・各広域景観協議会を通じて違反野立て看板対策を進めるとともに、各広域景観の重点地区等の一部において修景伐採を実施し、良好な広域景観の形成を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、2号新堤（南）の整備を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、サンドバイパスシステムを運用し、環境等の保全に取り組んだ。

今後も、適切なサンドバイパスシステムの運用に努め、海岸と漁港の双方の保全を推進していく。

（４）＜分野共通＞ 県民との共創（オープンイノベーション）

【全産業におけるDXの推進】

- ・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など、深刻化する課題への対応として、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、県土の3次元点群データを取得し、デジタルツイン「VIRTUAL SHIZUOKA」を形成している。これにより、インフラの維持管理や災害復旧、自動運転技術、観光等の様々な分野へ活用を推進した。

今後も引き続き、3次元点群データの取得とオープンデータ化を進めるとともに、官民連携によるデータの利活用促進を図り、新たな価値の創出を図っていく。

- ・建設現場のニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図ることにより、建設現場の課題解決が可能な先進技術の現場導入を推進し、生産性の向上につなげるとともに、建設現場の魅力を広く紹介することを目的として、新技術交流イベントを開催した。

今後も引き続き、積極的に新技術の導入を促し、生産性の向上や新たなサービスの創出、担い手確保など、官民連携により社会課題の解決に努める。

(5) <分野共通> 県土との共生(カーボンニュートラル)

【徹底した省エネルギー社会の実現】

- ・新築・建替を行う県有建築物については、令和4年度に策定した「県有建築物ZEB化設計指針」に基づき、設計において効率的にZEB化の検討を行い、実施設計を行った県内7の県有施設において、ZEB Ready(建物のエネルギー消費量を50%以上削減)を達成した。また、既存の県有建築物については、省エネ改修を計画的に促進するため、県内6の県有施設について現況調査を行い、省エネ改修基本計画を作成した。

今後も引き続き、新築・建替時のZEB化を推進するとともに、既存県有建築物については、所管課と連携して省エネ化に取り組む。

- ・緊急輸送路上の道路照明灯のLED化に取り組み、従来のナトリウム灯に比べて省電力で点灯可能な灯具への転換を図り、環境負荷の低減及び災害時にも機能する信頼性の高い道路環境整備に取り組んだ。

引き続き、環境負荷の少ない道路環境整備を推進していく。

- ・ダム管理機能の強化、再生可能エネルギーの利用推進による二酸化炭素排出量の抑制を図ることを目的に、奥野ダム(伊東市)及び太田川ダム(森町)において、維持放流水等を利用したダム管理用の小水力発電設備を運用している。

今後も引き続き、設備を適切に運用し、ダム管理の一層の強化と二酸化炭素排出量の抑制を図っていく。

- ・清水港では、カーボンニュートラルポートの形成に向けて、行政と民間事業者からなる協議会で、二酸化炭素排出量の削減目標や官民が連携して取り組む内容等について議論を重ね、「清水港港湾脱炭素化推進計画」を令和6年3月に策定した。また、清水港及び御前崎港において、港湾管理者である県が自ら主体となって行う脱炭素化に向けた取組を推進した。

今後も引き続き、県内港湾において、官民が連携して、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進していく。

(6) < 重要取組 > 担い手確保・育成

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成31年3月に策定した「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携した公共工事の一斉休工「ふじ丸デー」の取組の拡充や週休2日推進工事の普及促進による建設産業の働き方改革、静岡どぼくらぶ講座や親子インフラツーリズムの開催等による担い手の確保・育成などを推進した。

今後も引き続き、「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成を推進していく。

- ・交通基盤行政に対する県民の理解促進と建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、小中学生を対象とした「図画コンクール」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の重要性や魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

(7) < 重要取組 > 多様な主体との連携・協働

- ・県、市及び地元企業等で構成される「(一社)清水みなとまちづくり公民連携協議会」が中心となり、清水港及びその周辺において“みなと”と“まち”を一つの資産として最大限に活かす「みなとまちづくり」を地域ぐるみで検討を進めた。その内容を、シンポジウムやデザインセンターの展示で県民に共有し、「みなとまちづくり」の啓発にも取り組んだ。

今後も引き続き、シンポジウムの開催やデザインセンターとなる「みなとまちテラス」を活用した情報発信などにより、地域が一体となった「みなとまちづくり」を推進していく。

- ・道路事業への理解促進や整備する施設への愛着を深めてもらうため、県民を対象とした現場見学会等に取り組んだ。

引き続き、道路事業に対する県民の理解促進に努めていく。

- ・地域住民など多様な主体と協働し道路環境の向上を図るため、「しずおかアダプト・ロード・プログラム」により、住民団体や企業等が実施する道路清掃や美化活動への支援に取り組んだ。

引き続き、多様な主体と連携・協働し、道路環境の向上に努めていく。

- ・円滑な事業推進や早期の効果発現に向け、道路事業の着手前に地域住民や市町と地域課題やニーズについて対話する「事業着手準備制度」により、地域と連携した道路事業を推進した。

引き続き、地域住民や市町とともに、地域の課題を解決する道路事業を推進していく。

- ・浜松防潮堤竣工後、初の取組となる施工者と管理者が一体となった「施設点検パトロール」の実施や、市民向けの啓発イベントとして「みんなで守る防潮堤 in 中田島」を開催し、防潮堤を浜松市民と共に守る意識の啓発を図った。さらに、防潮堤を後世に継承するための大局的な取組方針を検討する「浜松防潮堤みらい懇話会」を設置し、意見交換を行った。

今後も引き続き「浜松防潮堤みらい懇話会」を開催し、行政だけではなく民間企業や市民による取組の充実を図り、防潮堤が多様な役割を担うインフラとして後世に継承されるよう努めていく。

- ・地域と県の協働事業であるリバーフレンドシップ制度に基づくりバーフレンド団体（令和5年度末までに県全域で696団体が同意書を締結）が、県が管理する河川の一定区間において、清掃や除草等の河川美化活動を行うとともに、県や関係市町はリバーフレンド団体に対して活動支援を行った。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

令和5年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果、文書指示は16所属で17件発生し、昨年度と同件数であった。文書指示のあった所属の割合は、289所属のうち5.5%に当たり、過去5年間の平均6.5%を1ポイント下回った。

この原因としては、業務多忙を理由としたチェック漏れによるものが多く、依然として組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、引き続き組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実に努めるとともに、内部統制制度の推進部局として、他部局に対してリスク管理に関する指導・啓発に努めていく。

今後も、内部統制制度を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実に努めるほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

(2) 安定した財務会計環境の整備

公金の確実な収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等のICT技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、キャッシュレス決済や地方税統一QRコードの活用等ICT技術の進展に対応した多様な納付手段の導入を進め、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、債券利回りの上昇などにより、対前年度比 17.0% 増となった。

運用益確保の取組として、引合に参加する新たな預託先の確保や多様な預託期間の設定を行うなど、可能な限り運用益の確保に努めた。

日銀の金融政策の変更により金利は上昇しているが、国内外の情勢により変化することもあるため、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、購入債券の年限の分散化により、長期にわたり安定的な運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

総務事務の集中処理による効率化のため総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った。令和5年度の文書指示は288所属中9所属で3.1%であった。今後も、事務指導検査における指導や研修等を通して、内部統制を推進し、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。引き続き効率的な公用車の運用を推進していくとともに、脱炭素化の取組に対応するため、更新する公用車の電動車化を進めていく。

令和5年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

議会運営費	460,934,433 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	7,970,090 円

(1) 「定例会等の開催」

ア 定例会・臨時会の開催

定例会は6月、9月、12月及び2月の年4回、臨時会は5月19日に開催された。

合わせて94日間の会期をもって、251件の議案等の審議を行い、そのうち決議1件を否決し、その他の議案等については可決、同意、承認、認定した。

イ 常任委員会の開催

付託された議案等の審査及び所管事務の調査並びに視察を行った。

開催日数

(単位：日)

区分	5月 臨時会	6月 定例会	9月 定例会	10月 11月 閉会中	12月 定例会	2月 定例会	計	令和4年度
総務	1	2	3	3	1	2	12	8
危機管理 くらし環境	1	3	2	0	2	2	10	8
文化観光	1	2	1	1	1	1	7	5
厚生	1	2	1	0	1	2	7	5
産業	1	3	2	0	1	2	9	10
建設	1	3	2	0	1	2	9	8
文教警察	1	2	2	0	1	2	8	8
計	7	17	13	4	8	13	62	52

ウ 議会運営委員会の開催

委員11人(自民改革会議：7、ふじのくに県民クラブ：3、公明党静岡県議団：1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

開催日数

(単位：日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和4年度
日数	0	1	5	4	0	7	3	1	8	0	5	5	39	42

エ 特別委員会の開催

地域公共交通対策、子どもの孤立対策、盛土等の規制に関する条例等検証及び決算の各特別委員会を設置した。

- ・地域公共交通対策、子どもの孤立対策の各特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、令和6年2月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。令和5年12月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
地域公共交通対策	10人	令和5.6.29～令和6.3.4	8
子どもの孤立対策	10人	令和5.6.29～令和6.3.4	8
盛土等の規制に関する条例等検証	11人	令和6.2.27～	3
決算	63人	令和5.10.2～令和5.12.1	4

(2) 「政策調査等の実施」

ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員活動に活かしやすいように編集し提供した。
提供した主な資料

区分	発行回数	内容	発行部数	配付先
議会資料 「視点」	年4回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き等	20部/回 (電子データも配付)	議員等
情報スクラ ンブル	毎月1回 (特別委員会分は 開催ごと)	常任委員会・特別委員会ごとに 関連する新聞記事を編集	115部/回	議員等
新聞社説 一覧	毎月1回	新聞(7紙)の社説一覧	76部/回	議員等
各種刊行 物索引 一覧	毎月1回	全国都道府県議会議長会資料、 地方行財政調査会資料及び時事 通信社刊行物の索引・件名目録	14部/回	各会派等
県政用語集	議員改選ごと (令和5年6月 発行)	議会や県政で用いられる基礎的 用語の解説	190部/回	議員 執行機関 事務局職員

イ 受託調査の実施

議員から依頼される調査及び他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。

令和5年度の議員からの調査件数は178件で、他の都道府県等からの調査件数は137件であった。

ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い支援している。

令和5年度は制定や改正された条例はなかった。

エ 他県議会との相互連携

平成 25 年 11 月 25 日に締結された「静岡・山梨・神奈川 3 県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき、3 県による議長会議を山梨県で開催した。

実施状況

開催年月日	開催県	意見交換テーマ
令和 5 年 12 月 19 日	山梨県 (山梨県富士山世界遺産センター)	観光振興について

オ 議員研修会の開催

多様化する県民ニーズに対応し、幅広い視野に立った議会活動の一助とするため、県庁本館特別会議室において、有識者を講師に招き、研修会を開催した。

実施状況

開催年月日	演 題	講 師
令和 5 年 12 月 7 日	何故、今、再審法改正が必要か	静岡県弁護士会 副会長 葦名 ゆき 弁護士

カ 静岡県議会産業・地域振興等海外事情調査団の派遣

超党派の議員による調査団が政策研究のため海外事情調査を実施した。事務局は、調査を効果的に行うための事務手続や通訳等の手配業務の発注などを行った。

実施状況

調査テーマ	派遣場所	派遣人数	派遣時期
産業・地域振興等	マレーシア、 ベトナム社会主義共和国	7 人	R5.11.8~11.15 (8 日間)

キ 浙江省友好交流

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。令和 5 年度は本県からの派遣と浙江省からの受入れを予定していたが、杭州アジア競技大会開催等相手方の事情により中止となった。

ク 図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行った。また、「図書室だより」(新着図書情報)や「早わかり! 雑誌インデックス」(雑誌の県行政関連等主要記事の見出しリスト)を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

蔵書数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

蔵書数合計	分類別冊数			
	社会科学	歴史	総記	上記以外
33,899 冊	16,861 冊 (49.7%)	2,980 冊 (8.8%)	7,000 冊 (20.7%)	7,058 冊 (20.8%)

図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

年度	区分	貸出者数(人)				貸出冊数(冊)			
		議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
令和 5 年度		217	352	525	1,094	512	482	1,124	2,118
	構成比(%)	19.8	32.2	48.0	100.0	24.2	22.7	53.1	100.0

(3) 「議会広報の推進」

県議会の活動内容をより広く分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広報した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会（委員長：議長）を開催し、広報実施計画や、ふれあい親子県議会教室、県議会高校出前講座、大学生との意見交換会の実施、写真コンクール及び題字コンクールの入選作品選考などについて協議した。

イ 県議会だより、ホームページ等による広報

(ア) 県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、「紙版」、「点字版」、「音声版（カセットテープ及びCD）」により県民に周知した。また、若者の県議会への関心を高めるため、県内の高校生全員にも配付した。さらに、県議会だよりの表紙の写真を県民から広く募集する「県議会だより写真コンクール」、高校生を対象とした「県議会だより題字コンクール」、高校新聞部による制作記事の掲載に向けた意見交換会を開催した。

発行状況

区 分		発行数	発行時期	配布方法
紙版		88～100万部	各定例会終了後、おおむね1ヵ月後（年4回）	県内各世帯へ新聞折り込み（一部地域ポスティング）、県出先機関、市町等へ郵送
点字版		301部		
音声版	カセット	21本		個人、施設、県出先機関、市町等へ郵送
	CD	133枚		

(イ) ホームページ

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。35項目のコンテンツを掲載し、随時内容の更新を行った。

主なコンテンツ一覧

	区 分	備 考
1	議長のメッセージ	定例会の報告等について動画も配信
2	議会日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより	紙版及び音声版
4	本会議インターネット中継（生中継&録画放送）	
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入（常任・特別）
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	高校出前講座や大学生との意見交換会等のダイジェスト映像

ウ 若者向け広報

(ア) SNS による情報発信

令和4年度から県議会公式X(旧Twitter)アカウントを活用し、よりスピード感のある情報発信を図っている。そのほか県広聴広報課が運営しているSNSにも県議会関連の記事を掲載するなど、県民に県議会を身近に感じてもらえるよう情報発信を行った。

- ・ 静岡県議会公式X
- ・ Facebook「いいねがあるある静岡県。」
- ・ X「わかものがかり」

(イ) フォロワーキャンペーン

県議会アカウントをより多くの方に知っていただけるよう、キャンペーンを実施した。

実施状況

区 分	内 容
応 募 者	157名
実施期間	令和5年8月18日(金)～10月1日(日)
成 果	フォロワー数の増加 278人(8月10日) 496人(10月1日) 218人増加

(ウ) 県議会高校出前講座の実施

若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、生徒のグループに議員が加わり意見交換を行う高校出前講座を実施した(実施数13校、参加議員延べ48人、参加生徒343人)。

実施状況

日 程	参加者	テーマ
9月5日 (火)	浜松湖北高等学校佐久間分校 1年生16人 県議会議員 3人	山間部地域の活性化、静岡県全体に関する内容、県議会議員関係
9月11日 (月)	掛川東高等学校 3年生25人 県議会議員 4人	少子高齢化・物価上昇に対応するための政策
9月14日 (木)	浜松開誠館高等学校 2年生21人 県議会議員 5人	グローバルな視点から見るまちづくり
10月24日 (火)	天竜高等学校 1年生30人 県議会議員 4人	中山間地域のにぎわい創出のための施策
10月26日 (木)	榛原高等学校 2年生39人 県議会議員 5人	ICT化は本当に私たちに幸せにするのか
11月8日 (水)	掛川工業高等学校 2年生23人 県議会議員 3人	県議会議員の皆さんのお仕事～市町・国との関係、知事との関係など～
11月14日 (火)	静岡北高等学校 2年生28人 県議会議員 4人	静岡県が抱えている課題の解決に向けて
11月22日 (水)	小笠高等学校 3年生19人 県議会議員 3人	若年有権者の政治的関心を高めるための方策

日程	参加者	テーマ
11月29日 (水)	星陵高等学校 1年生 69人 県議会議員 5人	SDGsの複雑性を踏まえて創造する持続発展的な地域活性化～Next Innovatorが起こす無限の可能性～
1月16日 (火)	伊豆総合高等学校 3年生 19人 県議会議員 4人	投票率を向上させるための課題と解決策
1月19日 (金)	清水東高等学校新聞部 1・2年生 4人 県議会議員 3人 県議会だより記事制作のため実施	「教育」 ・スマホによる学力低下 ・学校でのジェンダー平等 ・教職員の人手不足、過重労働
1月23日 (火)	清水南高等学校中高生徒会 高校生 17人、中等部生 10人 県議会議員 3人	若者の県外流出 課題と解決策
2月8日 (木)	富士高等学校定時制 2年生 21人 県議会議員 3人	「住みたくなる街づくり」のための課題と取り組み

(I) 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見や感性を議会活動に活かすため、地元大学と連携をして、県議会議員と学生との意見交換会を行った。新たな取組として、大学のキャンパスに出向き、講義を活用した意見交換会を行った。

実施状況（実施数 5大学7グループ、参加議員 14人、参加学生 延べ123人）

大学名	日程	学生	議員	テーマ
常葉大学 (吉崎ゼミ)	9月28日(木)	13人	2人	少子化・子育て支援
静岡県立大学 (大久保ゼミ)	9月29日(金)	3人	2人	観光と地域活性化
静岡県立大学 (松岡ゼミ)	9月29日(金)	8人	2人	若者の地域定着と雇用創出、静岡県のDX/シビックテック、買い物弱者支援
静岡英和学院大学 (有志学生)	9月29日(金)	5人	2人	貧困といじめ
静岡英和学院大学 (地域福祉論 受講生)	11月27日(月)	74人	2人	共生社会のまちづくり
静岡文化芸術大学 (田中ゼミ、小林ゼミ)	12月6日(水)	8人	2人	多様な人が働きやすくするための支援、少子化問題の解消
静岡大学 (井柳ゼミ)	12月12日(火)	12人	2人	県議会の役割、投票率

(オ) 若者向け広報動画の配信

県議会の仕組みや活動について若者の認知度を向上させるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会高校出前講座やふれあい親子県議会教室等の動画を作成しホームページで配信した。(計5本)

エ ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年（４年～６年）の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議場探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をPRした。

<令和５年８月３日（木）>

参加者数：親子２８組５８人、出席議員：１４人（議長、副議長含む）

オ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやホームページ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けのパンフレットを作成した。

パンフレット

区分	内容	発行回数	部数	配布先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年２回	４,０００部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	年１回	４,０００部	見学、傍聴の小学生

傍聴者数

（単位：人）

区分	本会議		常任委員会				特別委員会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年度	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
５月臨時会	２	２６	０	４	２	０				
６月定例会	３２２	３９２	２	６	７２	１１７	０	０	０	０
９月定例会	２４０	６２２	８	４	１３２	１３９		１		３
１２月定例会	３２１	６４３	３	１	８７	９９	３	０	１５	０
２月定例会	３５１	６７９	１	５	１１９	１４６		１		４
閉会中			１	１	５	２９	３	２	１２３	５９
合計	１,２３６	２,３６２	１５	２１	４１７	５３０	０	０	１３８	６６

(４) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

ア 議会運営等改善検討委員会（委員１１人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、議会運営上の諸課題に関する協議又は調整を行っている。令和５年１０月から令和６年３月にかけて３回開催し、議会の会期の見直し等の６項目について意見不一致との検討結果を議長へ答申した。

イ 議員選挙区等調査検討委員会（委員 11 人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、次期改選期に向けて県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行っている。令和 5 年度は 5 回開催し、浜松市の行政区再編が令和 6 年 1 月に施行されたことから、公職選挙法の規定に基づき、令和 6 年 2 月定例会に浜松市の新行政区及びその定数を定めるための条例（静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例）改正案を上程し議決の上、告示した。

(5) 「議長公務の支援」

都道府県議会における共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けることを目的に設置されている各種議長会等について、議題の調整や運営の支援等を行った。

また、県執行部、国、他の地方公共団体、公益法人などの団体が主催する行事、式典等への正副議長出席のための調整、祝辞や挨拶文案の作成、当日の随行など、議長公務としての出席に係る支援を行った。令和 5 年度は 288 回に及んだ。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各会派に対し、所属議員 1 人当たり 45 万円を毎月交付しており、用途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了後に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議長に提出される資産等報告書等について、県民等への閲覧に供した。

令和5年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応として、「人材の確保」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」など5項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

(2) 職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応や事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

また、職員の利益保護を目的とした公平審査事務を適正に執行し、人事行政の公正の確保を図った。

今後とも、苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

(3) 公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

令和5年度は、公募した全63職種のうち、50職種においては公募数を確保したが、13職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で人材の確保ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

令和5年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和5年度は、前年度に引き続き、公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 監査・審査の実施状況

令和5年度は、監査基準に基づき、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、合規性監査（試査）の効率化を図るとともに、事業手段（直営、委託、補助等）を踏まえて、経済性、効率性及び有効性の観点から、委託料や補助金等の効果等を確認する3E監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を527箇所実施し、指摘等の監査結果62件及び事務局長指導事項67件を出した。

監査結果のうち「意見」については、本庁各部局に対し、県政を取り巻く状況や目標達成状況、効率性、有効性等の幅広い観点から20件の「意見」を出した。3Eに視点を置いた監査を拡充し、補助金等の効率的、効果的な執行や事業の有効性を求める「意見」を多く出した。また、全庁的に取り組む事項として、内部統制制度の充実強化、職員のコンプライアンスの推進について「意見」を出した。

さらに、決算、財政健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。

(2) 再発の防止、事務事業の改善

監査結果を出した所属に対しては、改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、依然として同様の誤りが複数の所属で発生している事案については、執行部に対して定期的に情報提供を行い、全庁的な再発防止や内部統制の充実に要請した。

監査事務については、効率的・効果的な監査の実施及び監査対象機関を含めた事務作業負担の軽減を図るためICTを活用し、監査結果のデータベース化、WEBによる監査の実施などに取り組んだ。

令和5年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集团的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ的確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）実施状況

令和5年度は、不当労働行為審査事件2件、労働争議の調整3件、個別的労使紛争のあっせん18件の計23件を取り扱った。このほか、労働争議の実情調査を53件行った。

当委員会による紛争解決制度の利用促進のため、市町、各種団体、教育機関等と連携し、幅広い広報活動を実施した。

（2）評価

ア 事件処理

不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18か月としてきた目標値を、令和5年度から15か月に短縮した。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去5年の平均を評価基準値としている。

主要施策	評価基準		令和5年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	15か月	6か月(11か月)
労働争議の調整 個別的労使紛争のあっせん	和解による解決率	41.7%	100.0%
	(過去5年平均)	43.1%	44.4%

不当労働行為の審査の「令和5年度実績」は、令和5年度単年度の平均であり、（ ）内は、当該年度を含む過去5年の平均

「和解による解決率」

= (和解による解決件数 / (和解による解決件数 + 打切り件数)) × 100

「処理期間」

令和5年度び終結した1件の処理月数は6か月であり、目標を達成した。

「和解による解決率」

令和5年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「100.0%」で、過去5か年の平均「41.7%」を上回った。また、個別的労使紛争のあっせんは「44.4%」で、過去5か年の平均「43.1%」を上回った。

イ 広報

リーフレットの配布、各種広報紙への掲載のほか、ホームページなどデジタル媒体の活用、電車内の中吊り広告などの実施、市町労政担当課等関係機関への訪問を行い、各県民生活センターの労働相談窓口と当委員会のあっせん制度との一体的な取組を周知した。

(3) 課題

ア 事件処理

不当労働行為の審査については、審査期間の目標を概ね達成しているが、引き続き処理期間の短縮に取り組む必要がある。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、解決率が過去5年の平均を上回っているものの、いずれの事件においても不応諾打切りの削減が課題となっている。

イ 広報

労働トラブルに悩む方に向けて、効果的な方法で県民生活センターの労働相談窓口の周知を行う必要がある。

また、使用者を対象として紛争の未然防止に向けた取組を行う必要がある。

(4) 改善

ア 事件処理

不当労働行為の審査については、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争あっせんについては、三者委員による公正中立な取扱い等といったあっせんのメリットを十分説明すること等により、応諾を働き掛けていく。

イ 広報

ホームページのほか様々な媒体を活用し、広報・PRを展開していく。また、経済団体と連携し、企業経営者等が集まる機会を利用して、紛争

予防のポイントをはじめとした労使トラブルの解決手段について周知に努めていく。

令和5年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

収用委員会事務局

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- ア 収用委員会費（人件費） 2,510,700 円
収用委員会の委員報酬（7人分）である。
- イ 収用委員会運営事業費 893,724 円
収用事件の裁決申請等に対応するため、収用委員会の運営を行った。

< 令和5年度 収用裁決等案件 >

項目	前年度からの継続件数	令和5年度申請等件数	計	処 理 状 況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
明渡裁決申立	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
損失補償裁決申請	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

< 令和5年度 収用委員会等開催状況 >

区分	委員会	指名委員協議	審理	調査等	その他	計
回数	8回	0回	0回	0回	2回	10回

【評価】

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
令和4年度から継続中の事件はなく、令和5年度中も新たな裁決申請はなかったが、裁決申請が見込まれる事件の情報を収集し、事件の概要を早期に把握の上、委員会へ情報提供を行った。
また、審理に関する理解を深めるため、委員とともに他都道府県で開催された審理を傍聴した。
このほか、職員の専門性向上のため、当県を含む他都道府県とで構成される収用事務管理者連絡協議会で事例研究を行った。
上記のとおり、事件に係る手続を迅速かつ適正に行うための態勢が確保された。

【課題】

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

土地収用法では「収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。」と定められており、公正中立かつ正確であることのみならず、迅速な処理が求められている。このため、裁決事務の具体的な処理や進め方について把握しておく必要がある。

【改善】

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
裁決事務の中で、特に重要である審理の進行について、他の事例の参照等により、あらかじめ確認しておき、裁決申請があった事件に係る審理が円滑に実施されるよう努める。

令和5年度主要施策成果説明書

教 育 委 員 会

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県教育委員会では、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じて、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めることとしている。令和5年度は、誰一人取り残さない教育の実現に向け、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、他者と協調して新たな価値を創造できる力を育成するため、以下の3つの柱を掲げ施策を展開した。

- 1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 3 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

ア 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

「個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化」に向け、小・中学校における静岡式35人学級編制など、個に応じた指導の充実を図るとともに、地域の企業や大学等と連携した探究的な学び等を推進した。

予測困難な時代を生き抜き、より良い社会を創造する力の育成に向け、オンラインプラットフォーム(「探Qラボ Shizuoka」)の活用等による探究的な学びの一層の充実や教員研修の実施等、引き続き、学びの充実を図っていく。

「ICT等の活用による新たな学びの展開」の実現のため、ICTの活用や情報モラルに関する教職員研修の実施、GIGAスクール運営支援センター等により県立学校のICT活用を支援した。

今後は、個別最適な学びの実現による教育の質の向上に向け、生徒の教育データを蓄積・可視化するデジタルプラットフォームの構築を進めるとともに、主体的にAIを活用して課題を解決することができる高度デジタル人材の育成に向けたカリキュラム開発等AIの積極的な利活

用を進めていく。

「乳幼児の教育・保育の充実」のため、インクルーシブ教育保育研究のモデル実証や、多職種からなる幼児教育サポートチームによる幼稚園等への訪問支援を行った。

引き続き、特別な配慮を必要とする幼児等への対応の充実を図っていく。

イ 「技芸を磨く実学」の奨励

「社会的・職業的自立に向けた教育の推進」のため、職場体験、インターンシップなど、児童生徒の勤労観・職業観の育成に向けた教育が多く、学校で行われた。

義務教育段階からの成長過程に応じた、組織的、計画的なキャリア教育を推進するため、各学校に「キャリア・パスポート」の積極的な活用を促していく。

「スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進」のため、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両立の実現に向け、令和5年2月に策定した「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究を市町教育委員会と連携して取り組んでいる。

今後も、学識経験者やスポーツ団体及び文化芸術団体関係者、各市町担当者等による協議会の開催や、県立高等学校中等部における実践研究に取り組む。

ウ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「高等学校等の魅力化・特色化」に向け、県立高等学校の魅力向上を図る「オンリーワン・ハイスクール」事業を実施するとともに、県立高等学校の在り方について検討し、「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」を策定した。

今後は、地域別の県立高等学校の在り方を検討する地域協議会を引き続き開催し、地区ごとの議論を進めるとともに、小規模校の学びの充実を図るため、センター配信型遠隔教育を開始する。

また、特色ある学びの一つとして、生徒の個性を尊重し豊かな感性を養う教育を推進するため、令和6年度から清水南高等学校の芸術科に演劇専攻を設置する。

「教職員の資質向上及び学校マネジメント機能の強化」や「教職員の働き方改革の推進」に向け、キャリアステージに応じた研修等による新たな資質の育成や、教職員のコンプライアンスの徹底を図った。

今後は、ICTの積極的な活用や学校運営の在り方の見直しによる「校務のDX」の推進にも取り組んでいく。

「学校施設等の安全・安心の確保」のため、沼津東高等学校及び静岡北特別支援学校の老朽校舎の建替えに着手した。

引き続き、「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づく老朽化した県立学校の建替えや、高等学校のトイレの洋式化改修、脱炭素化のための照明のLED化等の施設整備により、安全かつ安心に学べる学校づくりを進めていく。

(2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

ア 多様性を尊重する教育の実現

「多様な課題に応じたきめ細かな支援」の実現に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実や資質向上に取り組むとともに、生徒が気軽に悩みを相談できる「気づきカフェ」を静岡中央高等学校に加え、三島長陵高等学校、浜松大平台高等学校において新たに開設した。

また、不登校児童生徒が増加傾向にある中、公民が連携して支援の一層の充実を図るため、学びの場や居場所づくりを進めるフリースクール等の民間施設と公的教育機関との協議会を設置した。

今後は、不登校児童生徒が学び、社会とつながる場としてのバーチャルスクールの設置や、フリースクール等の体制強化のための運営費助成、ヤングケアラー等困難を抱える児童生徒への相談・支援体制の充実を図っていく。

「特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実」に向け、特別支援学校のセンター的機能を活用した学校間や地域の支援機関とのネットワークの構築や、医療的ケア児の教育機会の保障及び保護者の負担軽減を図るための通学・在学時の訪問看護師による支援体制を構築した。

今後は、インクルーシブ教育システムの理念に基づく共生・共育の更なる推進に向け、特別支援学校分校が併置された県立高等学校を研究校として指定し、特別な支援を必要とする生徒の県立高等学校への受入れ体制や支援の在り方の検討を進めていく。

「外国人県民・外国人児童生徒への教育の充実」に向け、非常勤講師や外部人材の活用により人的支援を充実させ、外国人児童生徒へのきめ細かな日本語指導及びキャリア形成支援を進めていく。

イ グローバル・グローバル人材の育成

「国際的な学びと地域学の推進」のため、ふじのくにグローバル人材育成基金等を活用し、コロナ禍で中止していた海外留学支援や教職員の海外交流を本格的に再開した。

今後は、探究活動を伴う海外留学の支援を実施するとともに、令和6

年度に開校した県立ふじのくに国際高等学校への国際バカロレア教育の令和 8 年度の導入に向けて準備を進めていく。

「優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実」に向け、SDGs 達成に向けた児童生徒の取組を推進するため、優れた取組を表彰する「静岡県 SDGs スクールアワード」を実施した。

本事業への参加や、参加した学校と企業との連携を促進し、引き続き、各学校の SDGs に関する取組を推進するとともに、持続可能な社会の担い手の育成に取り組んでいく。

ウ 生涯を通じた学びの機会の充実

「全世代に対する学びの機会の充実」に向け、新しい時代に対応した図書館を整備するため、東静岡駅南口県有地への県立中央図書館の全館移転に向け、設計業務等を進めた。

「誰もがともに学ぶことのできる機会の充実」に向け、義務教育段階における学び直しの機会を保障するため、令和 5 年度に県立ふじのくに中学校（夜間中学）を設置した。

今後、様々な理由により 9 年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供していく。

(3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

ア 社会とともにある開かれた教育行政の推進

「社会全体の意見を反映した教育行政の推進」のため、有識者や市町の意見を聴取するとともに、現場視察や ICT 機器も活用しながら、教育現場の課題把握に努め、施策や予算への反映を図った。

引き続き、関係者・関係機関と連携し、社会の急激な変化を踏まえた多様な学びの場の構築に努めるとともに、「こども基本法」の理念を踏まえた、子どもの意見聴取及び施策への反映を推進する。

イ 地域ぐるみの教育の推進

「学校・家庭・地域の連携推進」や「家庭や地域における教育力の向上」のため、引き続き、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進を図ることで、地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりを推進するとともに、家庭教育支援員の養成による親としての学びの支援や、青少年健全育成に向けた環境整備を推進していく。

令和5年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

令和4年中の刑法犯認知件数は、14,269件であり、平成15年以降連続して減少した。また、同年中の交通事故発生状況は、人身事故の発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも前年より減少し、特に死者数については83人であり、統計を取り始めた昭和28年以降、最少を記録した。

しかしながら、依然として特殊詐欺、配偶者からの暴力、児童虐待等の被害やサイバー空間における脅威は深刻な状況にあるとともに、高齢者と子供の交通事故防止対策や災害警備対策も極めて重要な課題となっている。

このため、令和5年も引き続き、「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の強化・推進

地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

テロ、大規模災害などの緊急事態対策の推進

警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

の6つを重点目標として掲げ、各種施策を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の強化・推進

令和5年中の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による社会活動の活発化に伴い、本県を含め、すべての都道府県で増加が見られたものの、県内の増加率は全国平均を下回っており、一定の抑止効果が表れたと分析している。しかしながら、依然としてストーカーやDVなどの人身安全関連事案や、サイバー空間における犯罪被害は後を絶たない状況にある。

人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大凶悪事件に発展するおそれがあることから、初期段階からその危険性・切迫性を的確に見極め、被害者の安全確保を最優先とした対策を講じ、各種法令を積極的に適用して被疑者を検挙し、被害防止を徹底した。

特殊詐欺被害防止対策については、令和5年4月に「被害を防止するため

の対策」、「実行犯を生まないための対策」及び「首謀者を含む被疑者を早期に検挙するための対策」を3本柱とした「静岡県警察特殊詐欺等緊急対策プラン」を策定し、各種対策を強力に推進した。

具体的には、被害防止に有効な電話機対策である「しずおか関所作戦」をはじめ、被害者の大半を占める高齢女性に的を絞った広報活動や個別指導である「さくらセーフティ作戦」を実施したほか、「特殊詐欺被害防止優良店」及び「特殊詐欺被害防止マイスター」制度を運用し、金融機関等の窓口従業員の防犯意識の向上を図ることで被害の未然防止につなげるなど、社会全体で被害防止対策を推進した。

(2) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

地域住民の身近な不安を解消するため、各家庭や事業所を訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会等の開催を通じて住民の意見・要望を把握し、必要な防犯指導を行うとともに、最新の犯罪手口や交通事故の発生状況等について、交番・駐在所が発行する交番速報等によりタイムリーに発信し、県民の防犯意識向上に努めた。

また、管内の犯罪や交通事故などの発生実態の分析に基づいた街頭活動を推進し、事件事故の抑止や犯罪の早期検挙に努めるとともに、110番通報に対しては、通信指令システムを活用し、パトカーなどの機動力を最大限に活用した迅速な初動対応を図った。

(3) 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

高齢者と子供の交通事故防止に重点を置き、交通事故発生実態の分析を踏まえたPDCAサイクルに基づく総合的な交通事故防止対策を推進した。

特に歩行者及び自転車利用者に対する対策として、運転者に対して横断歩道における歩行者優先義務等の遵守の徹底を図るとともに、歩行者には自らを守る行動として道路を横断する際、手を上げて横断する意思を運転者に伝える「しずおか・安全横断3つの柱」の実践・定着を図った。また、自転車事故の発生実態を踏まえた広報戦略として「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1」を掲げ、ヘルメット着用の呼び掛けと併せて自転車事故の抑止対策を推進した。

このほか、悪質性、危険性、迷惑性が高い違反などに重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、安全で快適な交通環境を確立するため、各種交通安全施設の整備を推進した。

(4) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

社会的反響の大きい凶悪犯罪や特殊詐欺を始めとした暴力団などによる組織犯罪に対する県民の不安は大きく、徹底検挙が強く望まれている。

このため、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす殺人・強盗などの重要犯罪の発生時には、最大限の捜査力を投入して迅速・的確な初動捜査を行い、被疑者の早期検挙に努めた。

また、特殊詐欺などについては、不審者に対する職務質問や「だまされたふり作戦」を積極的に推進し、被疑者の現場検挙を図った。さらに、背後にいるとみとめられる暴力団や匿名・流動型犯罪グループの弱体化を目指し、検挙被疑者への突き上げ捜査を推進した。

このほか、暴力団等の対策については、組織の実態解明に向けた情報収集、各種法令を適用した検挙活動や行政命令の発出による取締りを行うことにより、暴力団等の壊滅・弱体化に向けた取組を強力に推進した。

(5) テロ、大規模災害などの緊急事態対策の推進

身近に潜むテロの脅威を踏まえ、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、重要施設等における警戒警備の強化やサイバーテロ等の新たな脅威への対策を推進するとともに、全警察署においてテロ対策合同訓練を実施するなど、各種テロ対策を推進した。

また、令和5年6月に本県に接近した台風2号の影響による大雨では、浜松市内において土砂崩れによる被害が発生したことから、警備部長を長とする対策本部を設置し、県機動隊などを現地に派遣して救出救助活動に当たった。

能登半島地震への対応としては、地震発生直後から、警備部長を長とする対策本部を設置して、本県内の被害情報の収集に当たるとともに、広域緊急援助隊をはじめとする部隊を石川県に派遣し、現地における各種災害警備活動を実施した。また、現地において把握した被災状況や警察及び関係機関の活動状況を活かし、本県における災害対応に万全を期すため、警察本部内に「能登半島地震を受けた緊急検討チーム」を設置し、部門横断的な対策を推進している。

(6) 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

喫緊の課題に的確に対応するため、警衛警護体制を強化したほか、運転免許事務などについて、警察業務のデジタル化を推進するための組織体制の整備等を行った。また、人身安全関連事案や少年犯罪など、関連性の高い事案への総合的な対応を推進するため、人身安全対策課と少年課を統合し、人身安全少年課を新設するなど、事案対処能力強化のための体制整備を行った。

さらに、警察業務のデジタル化による合理化・効率化に取り組み、警察職員のワークライフバランスを推進するとともに、真に警察職員としてふさわしい優秀な人材の確保や精強な第一線警察の構築を目指した取組を進めた。

このほか、庁舎の老朽化が著しい交通管制センターの移転整備や下田警察

署の建替え整備に伴う仮庁舎の改修設計、交番・駐在所の建替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。